

令和6年第3回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年3月4日（令和6年2月28日告示）
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 令和6年3月4日（月） 午前9時30分
散会 午後4時4分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	1 0 番	大屋 光宏	1 1 番	中村 昌史	1 2 番	辰田 直久
1 3 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	1 0 番	大屋 光宏	1 1 番	中村 昌史	1 2 番	辰田 直久
1 3 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長	坂本 晶子
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和6年第3回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月4日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長施政方針

日程第6 教育方針

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案第7号 邑南町課設置条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 邑南町職員定数条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 邑南町特別会計条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 邑南町表彰条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 邑南町町営バス条例の一部改正について

- 日程第17 議案第16号 邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 邑南町奨学基金条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 邑南町下水道条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第27号 邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止について
- 日程第29 議案第28号 邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止について
- 日程第30 議案第29号 邑南町堆肥化处理施設整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第31 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第31号 指定管理者の指定について
(石見デイサービスセンター)

- 日程第33 議案第32号 指定管理者の指定について
(邑南町高齢者ふれあいプラザ)
- 日程第34 議案第33号 指定管理者の指定について
(邑南町高齢者生活福祉センター)
- 日程第35 議案第34号 指定管理者の指定について
(ねんりん工房)
- 日程第36 議案第35号 指定管理者の指定について
(瑞穂東デイサービスセンター)
- 日程第37 議案第36号 指定管理者の指定について
(邑南町高齢者生きがい活動センター)
- 日程第38 議案第37号 指定管理者の指定について
(邑南町福祉用具リサイクルセンター)
- 日程第39 議案第38号 指定管理者の指定について
(はあもにいはうす)
- 日程第40 議案第39号 指定管理者の指定について
(ハートフルみずほ)
- 日程第41 議案第40号 指定管理者の指定について
(瑞穂西デイサービスセンター)
- 日程第42 議案第41号 指定管理者の指定について
(はすみ交流センター及びはすみ温水プール)
- 日程第43 議案第42号 指定管理者の指定について
(邑南町観光案内所、邑南町農産物処理加工施設及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設)
- 日程第44 議案第43号 指定管理者の指定について
(邑南町農作業準備休憩施設)
- 日程第45 議案第44号 指定管理者の指定について
(邑南町婦人若者等活動促進施設)

- 日程第46 議案第45号 指定管理者の指定について
(邑南町猪肉加工場)
- 日程第47 議案第46号 指定管理者の指定について
(阿須那公民館戸河内分館)
- 日程第48 議案第47号 町道路線の廃止について
(廃止路線2路線)
- 日程第49 議案第48号 町道路線の認定について
(認定路線2路線)
- 日程第50 議案第49号 権利の放棄について
(過年度分いこいの村・香木の森納付金の確定)
- 日程第51 議案第50号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第13号について
- 日程第52 議案第51号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第5号について
- 日程第53 議案第52号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第5号について
- 日程第54 議案第53号 令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第3号について
- 日程第55 議案第54号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計
補正予算第5号について
- 日程第56 議案第55号 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第4号について
- 日程第57 議案第56号 令和6年度邑南町一般会計予算について
- 日程第58 議案第57号 令和6年度邑南町国民健康保険事業
特別会計予算について
- 日程第59 議案第58号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計予算について

日程第60 議案第59号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業
特別会計予算について

日程第61 議案第60号 令和6年度邑南町電気通信事業
特別会計予算について

日程第62 議案第61号 令和6年度邑南町水道事業会計予算について

日程第63 議案第62号 令和6年度邑南町下水道事業会計予算について

令和6年第3回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和6年3月4日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） ただ今から、令和6年第3回邑南町議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1会議録署名議員の指名をいたします。9番漆谷議員。10番大屋議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月15日の、12日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月4日から3月15日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 3)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 3 諸般の報告を行います。監査委員より、報告第 1 号令和 4 年度内部統制評価報告書審査意見書について、報告第 2 号例月現金出納検査結果報告について及び報告第 3 号令和 5 年度定期監査報告について、議長等の動静報告は、お手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4 行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和 6 年第 3 回邑南町議会定例会に当たり、12 月議会定例会以降の行政執行の主なものについて御報告を申し上げます。はじめに、現在進めております諸施策等について申し上げます。まず、令和 6 年能登半島地震災害の支援についてでございますけども、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震災害につきまして改めて被災者の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、1 日も早く日常を取り戻されますよう祈念いたします。被災地のためにできることとして、1 月 9 日から町内公共施設 15 か所に義援金箱を設置し 1 月末時点で町民の皆さんの善意が 77 万 2,809 円集まり、日赤島根県支部に送金しております。また、被災地への救援物資提供について職員 3 名と防災士の計 4 名が公用車 2 台に保存水や非常食などを積み込み、1 月 14 日夕方石川県羽咋郡志賀町に向け出発し翌 15 日早朝に現地へ到着、くまの地域づくり協議会の皆さんへ救援物資を無事手渡すことができました。つぎに、被災地への職員派遣について災害対策基本法第 74 条の 2 第 2 項に基づき、1 月 24 日から 31 日までの 7 日間金沢市で住家被害認定調査業務に従事するため、職員 1 名を派遣。また、2 月 17 日から 22 日までの 6 日間、石川県鳳珠郡能登町で被災者の健康相談及び避難所の衛生対策業務に従事するため、保健師 1 名をそれぞれ派遣をいたしました。つぎに、邑南町デイクャンプ事故検証委員会について申し上げます。事故の検証と再発防止策のための調



査審議を行う事故検証委員会は、先般２月２９日に第４回が開催されました。調査審議の結果もほぼ固まり３月末には事故検証報告書を提出していただくことになっております。今後は事故検証報告書を指針として、危機管理安全管理マニュアルの策定や定期的な見直し、日常業務を含めたチェックの励行を徹底的に体に覚え込ませ、事故防止の意識が醸成されるよう邑南町全職員で取り組んでまいります。なお、安全意識の徹底や心肺蘇生法、ＡＥＤの使い方の習得を目的に全職員を対象とした普通救命講習を１月１６日から７回実施し、私を含め２２５名の職員が受講しております。つぎに、その他の行政施策について申し上げます。まず、第２次邑南町行財政改善計画についてですが、第１次邑南町行財政改善計画及び実施計画の次期計画として、この度第２次邑南町行財政改善計画案を取りまとめ、常任委員会等で説明させていただいております。計画期間は、令和６年度から令和１０年度の５年間とし目標を明確化し取り組んでまいります。今後３月中旬からパブリックコメントを実施、４月中旬以降議会に提案させていただきたいと考えております。つぎに内部統制制度についてですが、令和５年度３月３１日を基準日として令和４年度の財務に関する事務に係る内部統制の評価を行い、評価報告書を監査委員へ提出し審査を依頼いたしました。先般、監査委員からは評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるとの意見がありました。今後も引き続き業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関する法令等の遵守、資産の保全を図ってまいります。つぎに脱炭素先行地域づくり事業についてですが、はじめに地域新電力会社おおなんきらりエネルギー株式会社によるＰＰＡスキームを活用した太陽光発電設備の整備の状況ですが、公共施設をはじめ事業所一般家庭に対し着実に事業が進められております。現在公共施設５施設。具体的には瑞穂支所。おおなんケーブルテレビ局舎。健康センター元気館。出羽公民館。田所公民館に太陽光発電設備による再生可能エネルギーの供給は行われ、今後はいこいの村しまねやハンザケ自然館、また下水処理施設２施設への発電設備の設置に向け、資材調達を進めていると報告を受けております。くわえて民間住宅や民間事業所についても、商業施設や農業用倉庫、事業所事務所等の太陽光発電設備工事がまもなく完成見込みであり、民間住宅も複数件の完成が見込まれております。つぎにおおなんきらりエネルギー株式会社の小売電気事業についてですが、小売電気事業については、令和６年２月からいわみスタジアム瑞穂球場の２施設について取次店として小売電気事業を開始しております。令和６年度４月からは、役場本庁舎や水道施設公民館などの教育委員会施設へ順次供給を開始していく見込みであると報告を受けております。つぎに邑南町が行う事業についてですが、小型風力発電設備設計施工業務委託、ＥＶ自動車急速発電設備整備工事及び中野公民館ＬＥＤ改修工事についていずれの工事も順調に進んでおり、中野公民館多目的ホール照明ＬＥＤ更新工事は２月中旬に完成し、小型風力発電設備及びＥＶ自動車急速発電設備整備工事について

は、3月中旬の設備完成に向け工事を進めております。いわみ温泉活用施設薪ボイラー導入実施設計業務委託についてですが、2月29日に業務が完了し来年度の事業発注に向け準備を進めております。また、道の駅瑞穂再整備事業の地中熱を活用した融雪設備については、脱炭素先行地域づくり事業を活用して実施しております。つぎに道の駅瑞穂再整備事業についてですが、現在第3期敷地造成工事地中熱活用による融雪設備整備工事の2工事を実施中でございます。また本体建築等工事については、現在入札公告中であり3月中の入札を予定しております。引き続き早期着工完成できるよう事業を進めてまいります。つぎに道の駅名称募集についてですが、多くの皆様に御応募いただいた名称案の中から最終投票候補5点を選出。1月15日から26日にかけて町内の児童生徒による投票を行い、2月15日に開催した第3回名称選考委員会にて投票結果を基に新名称を決定いたしました。これまで以上に、皆様から親しまれ愛される施設となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。つぎにおおなんバス実証実験についてですが、令和4年9月より実施しているおおなんバス実証実験便は、邑南町地域公共交通網形成計画及び邑南町バス路線再編実施計画の中にある、邑南川本線再編案の新路線田所道の駅から出羽高原地区を経由して邑南町役場までの間を往復するルートを運行しており、利用者の声を伺いながら昨年の10月からは瑞穂矢上線として有料で運行しております。瑞穂矢上線については今議会に条例の改正案を提出しておりますので、承認いただければ4月からは正式な路線として運行する予定としております。そして同じく4月からはNPO法人はすみ振興会が運行するはすみデマンドは、石見高原駅までの乗り入れが可能になることとなっております。つぎにおおなん子どもチャレンジ事業の実施計画についてですが、この事業は子どもが主体となってまちづくりに取り組む活動を支援することを目的に創設したもので、おおなんみらいファクトリーという名称で実施しました。今年度は、矢上高校生チーム、石見養護学校生チーム、町外の高校に進学した羽須美地域の高校生などが中心となったチームの3団体がエントリーされ、それぞれのチームが地域のことを考え昨年の夏頃から創意工夫活動をされました。それぞれのチーム活動内容については、3月9日元気館にて開催するWE（ウィ）フェスで各チームのメンバーが活動報告を行います。つぎに、矢上高校の教育振興についてですが、令和6年度の矢上高校入学志願者数は、前年度より増員となった普通科定員72人に対し63人、産業技術科定員36人に対し31人で、推薦選抜を含めた定員108人に対し志願者合計は94人でありました。これまで4年連続で1倍を超える志願者倍率が続いていましたが、今年度は1倍を下回ることとなりました。今後も町内志願者を増やすため、町内中学生のオープンスクール参加者を増やすなど地元中学生に加え、町外県外の中学性にも魅力的な高校となるよう一層努めてまいります。つぎに羽須美地域で令和2年度から5年間の計画で進めております、小さな拠点づくりモデル地区推進事業の取組

状況については、令和2年度に住民の話し合いにより作成したはすみの村づくり計画に基づきあすな地区応援隊が立ち上がり、阿須那口羽両地区で住民自身が運営主体となる地域運営組織の体制が整いました。この両地区の組織をつなぐ存在としてNPO法人はすみ振興会が両地区をまたぐデマンド交通の運営を続けており、現在ははすみ振興会、口羽をてごおする会、あすな地区応援隊が月1回連絡会議を開催し、情報共有を図りながら将来的な組織、事業の集約を目指す方向について話し合いを続けています。ハード事業では、口羽地区は、デマンド交通とバスをつなぐターミナルと住民サービスを一体的にワンストップで提供する拠点である暮らしのターミナルの整備として、支所と公民館をつなぐ渡り廊下設置工事、口羽公民館を待合所とするための工事を施工しております。阿須那地区では、住民運営組織として活動しているあすな地区応援隊を中心に、住民がより集いやすい拠点整備となるよう協議を重ねており、令和6年度に工事を実施することにしております。本事業の成果は地区別戦略発展事業と連携しながら、町内の各地区の取組につながるよう情報を共有してまいります。つぎに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済対策の実施状況についてですが、夏季農林畜産物安定供給支援事業は、夏季の高温対策に係る電気料金の令和3年からの高騰分の2分の1を補助するもので、申請件数は3件で執行予定額は113万円となっております。酪農経営支援事業費は、乳価の低迷等で厳しい経営状況の酪農事業者の自給飼料確保や生産性向上に係る事業費を補助するもので、申請件数は4件で執行予定額は600万6,000円となっております。邑南町畜産経営緊急支援事業補助金は、畜産業者に対する飼料費高騰分の補助として令和5年度の配合飼料費農家負担高騰分を4分の1から4分の3補助するものです。第1四半期から第3四半期において15事業者から申請があり、執行予定額は492万1,004円となっております。邑南町ICカードポイント付与キャンペーン事業費は、令和6年1月5日から2月4日に町内で買物をされた方におおなんさくらカード3,000ポイントを上限に30倍付与するものであり、ポイントは2月29日に一括付与いたしました。ポイント付与人数は3,979人。付与総額は676万5,050ポイントでした。キャンペーン期間を中心にカードの新規加入店舗数は2店舗増加し、カード新規加入者数は51人増加しました。農産物直売所出荷農家支援事業は、申請件数8件執行予定額は295万3,173円。農産物直売所等出荷システム構築モデル事業は申請件数1件執行額は200万円。いもどりある直売所づくり支援事業は申請件数12件執行予定額は113万6円となっております。つぎに農業の振興についてですが、神紅の産地化についておーなんアグサポ隊は令和5年度12名の方が研修され、その内3名の方が3年間の研修期間を終了されます。3名のうち1名は都合により帰郷されますが、2名の方は町内で神紅を中心とした自営就農を開始されます。リースハウス整備については、整備開始4年目は76.8アールを整備するこ

ととし現在施行を進めております。町内のリースハウス面積は、これを含めて合計360.2アールになります。来年度以降も計画的に神紅栽培用リースハウス整備を進めてまいります。また、今年度は出荷販売が始まっております。引き続き御理解を賜りますようお願いをいたします。つぎに鳥獣被害対策研修会についてですが、地域ぐるみの鳥獣対策を進める緊急鳥獣被害防止対策集落支援事業がはじまり3年が経過し、令和6年3月2日元気館で町民を対象とした、邑南町鳥獣被害対策研修会を開催いたしました。3年間実施してきた取組状況やアンケート結果を踏まえ、島根県中山間地域研究センター主任研究員や島根県職員等の講師を迎え多くの方が聴講されました。鳥獣被害対策の知識を深めてもらい、新たな担い手確保につながることを期待をしているところであります。つぎに林業振興についてですが、森林環境譲与税を活用し森林の多面的機能の発揮と林業の振興を図るため、おおなん未来につなぐ森づくり事業を実施しております。本年度、集落周辺の里山整備は8集落、薪ストーブ設置は3名に補助金を交付いたしました。そのほか、間伐等の森林整備を24ヘクタール。路網整備を7,000メートル実施するとともに林業事業体への担い手確保の助成も行い、4名の新規就農者を確保することができました。来年度以降も引き続き森林整備や林業担い手育成への支援、森林資源の利用促進等に取り組んでまいります。つぎに耕すシェフ等の地域おこし協力隊についてですが、耕すシェフは令和5年度6名の方が研修をされこのうち2名の方が3年間の研修期間を終了されます。2名の方とも町内の飲食業で就業されます。産業支援課関係の地域おこし協力隊で、令和5年度をもって研修期間を修了等される方はおーなんアグサポ隊3名、耕すシェフの期間満了者2名と中途退任者1名の合計6名です。このうち4名の方が令和6年度も引き続き町内に居住就業されます。つぎに香木の森公園林間広場再整備設計施工業務は、令和6年3月25日を竣工期限とし、公募型プロポーザルにより選定された広島市安佐北区の株式会社カジオカL.Aにより整備が進んでおります。地形をいかすとともに、小学生程度の子どもが遊ぶことを想定した遊具の整備、昆虫探しや草花を楽しみながら散策できる環境整備や遊歩道整備を進めています。つぎに、邑南町公共施設等総合管理計画改定版の策定に取り組んでまいりました。現在はパブリックコメントを実施しており、皆様の御意見を踏まえて3月末に邑南町ホームページ等で公表する予定でございます。つぎに教育委員会の関係について申し上げます。10月20日から愛知県総合運動公園陸上競技場で開催された、JOCジュニアオリンピックカップ第54回アンダー16陸上競技大会の女子100メートルハードルに、瑞穂中学校2年生の日高花音（ひだか かのん）さんが出場されました。つぎに2月3日から大阪城ホールで開催された2024日本室内陸上競技大阪大会の16歳未満の部男子60メートルハードルに瑞穂中学校2年生の金子一冴（かねこ いっさ）さんが出場されました。金子さんは予選を突破し、Bファイナル決勝7位に入賞されました。つぎに、

2月6日から長野県の野沢温泉スキー場で開催された第61回全国中学校スキー大会の男子大回転と回転の部に、瑞穂中学校3年生の佐々木佑斗（ささき ゆうと）さんが出場されました。皆さんのそれぞれの功績をたたえ、これからの活躍を期待いたします。

つぎに、3月27日から三重県伊勢市で開催の、第35回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会に、羽須美中学校の岡崎尊（おかざき たける）さんが出場されます。

つぎに、3月29日から岐阜県で開催の第24回ヨネックスカップ瑞浪土岐市長杯全国中学校選抜ソフトテニス大会に、羽須美中学校から岡崎尊（おかざき たける）さん、杉本風（すぎもと なぎ）さん、松谷龍之介（まつたに りゅうのすけ）さん、岡崎泰河（おかざき たいが）さん、栗原有煌（くりはら あきら）さん、服部元翔（はっとり げんと）さん、三上蒼甫（みかみ そうすけ）さんが出場されます。つぎに、3月29日から31日までの千葉県白子町で開催される第23回全国小学生ソフトテニス大会に、羽須美スポーツ少年団の栗原拓真（くりはら たくま）さん、岡崎紗奈（おかざき さな）さん、岡崎幸村（おかざき ゆきむら）さん、上口亜咲（うえぐち あさ）さん、服部陽葉里（はっとり ひより）さん、末田晴空（すえだ はる）さんが出場されます。皆さんの大会での活躍を期待しております。

つぎに青少年読書感想文全国コンクールにおいて、口羽小学校の茂久田海珠（もくだ うみ）さんが全国学校図書館協議会長賞優良作品を受賞されました。この賞は全国で6点の賞のうち1点に入る快挙でありました。つぎに、公民館表彰についてですが、若者や子育て世代の公民館活動への参加が少ない中で中野公民館は令和3年度から中学生たちの家庭、学校以外の第3の居場所づくりを目的とした中学生SALONを実施しております。部活や勉強が忙しくなり地域活動から離れてしまう中学生を対象に、ボードゲーム等を通じてゆるく対等につながり、生徒たちのやりたいことのニーズ把握を行い、ティーシャツづくりや地域のイベントへの出展、ボードゲーム制作などを実践してきており、その活動が高く評価され、令和6年2月9日文部科学省において第76回文部科学省優良公民館表彰を受賞いたしました。また、3月9日開催予定のWEフェスにおいてお披露目も併せて授賞式を行う予定です。今回の公民館表彰については、令和3年度から3年連続の受賞となります。

最後に、邑南町発注に公共事業についてですが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、3月議会定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。ここで、休憩に入らせていただきます。再開は、10時15分とさせていただきます。

—— 午前 10時 00分 休憩 ——

—— 午前 10時 15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(日程第 5)

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。日程第5町長施政方針を行います。町長より、令和6年度の当初予算提出に当たり、施政方針の申出がありましたので、これを許可します。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和6年第3回邑南町議会定例会の開会に当たり諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主要な施策を申し上げ、町民の皆様をはじめ議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。令和6年度当初予算は、テーマ、ひとにやさしいまちへさらに進めようを設定し予算編成をいたしました。このテーマを実現するために、1物価高騰対策。2多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる地域社会の実現。3. 少子化対策こども政策の抜本強化、地域総がかりの子育ち子育て環境づくりまた子ども条例の具現化。4人材確保と町内産業の活力増進。5行財政改革の着実な実行、の大項目を設定し大項目ごとに重点事業の予算計上を行いました。つぎに予算の概要について御説明申し上げます。令和6年度の当初予算は、一般会計は前年度より2,000万円の減額。率にして0.1%減の歳入歳出159億5,100万円を計上しております。特別会計を合わせた合計額は前年度より10億9,150万円の減額。率にして5.6%減で183億1,550万円を計上しております。特別会計を合わせた減額の要因は、令和6年度から下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行することによるものです。一般会計は、大型事業であります石見中学校建設事業費が前年度より12億5,068万円減の7億8,497万9,000円。邑智病院本館建替事業などによる負担金が前年度より6億4,760万8,000円減の8億7,496万2,000円、となっておりますが、一方で道の駅瑞穂整備事業が前年度より11億7,940万1,000円増の20億3,322万4,000円。脱炭素先行地域づくり事業費が5,304万円増の3億5,405万6,000円。いわみ温泉活用施設等改修事業費が1億3,759万9,000円の皆

増となっています。道路橋りょう関係の継続事業についても長期化しており事業費を確保する必要があることから、道路新設改良費を前年度より9,984万8,000円増。橋りょう新設改良費についても前年度より1,732万4,000円増としております。道路維持費についても修繕箇所なども多く、前年度より4,751万6,000円増としています。国が進めるシステム標準化を含めるシステム関係の邑智郡総合事務組合負担金が、1億3,311万6,000円増。ごみ処理に係る邑智郡総合事務組合負担金が、2,633万7,000円増。人権費増などの要因から前年度と同様の予算規模となりました。歳入の状況について主なものを御説明いたします。町税全体では前年度より6,152万7,000円減額の、10億5,954万4,000円となります。減額の要因は、定額減税によるもの、固定資産税の評価額の減少によるものです。地方特例交付金については、町民税所得割の定額減税分の補填を加味し計上しています。地方交付税は前年度より2億744万7,000円増。率にして3.5%増の61億745万3,000円を計上しています。ふるさと寄附金は前年度と同額の2億円を計上しています。基金繰入金の主なものは財政調整基金繰入金、前年度より3,249万1,000円増の1億4,620万8,000円計上しました。道路維持費施設の除却に係る事業費各種計画策定費など必要な事業を行うために、不足する財源を確保するために繰り入れるものです。このほかに減債基金繰入金を1億8,602万4,000円。まちづくり推進基金繰入金を8,316万5,000円。ふるさと基金繰入金を1億8,781万円などを計上し、基金繰入金合計は7億3,942万円で、前年度より140万5,000円増。率にして0.2%増となっています。町債の主なものは、過疎地域自立促進特別事業債は前年度より520万円減の1億6,310万円を計上し病院費など17事業の財源としています。道の駅瑞穂整備事業債は、前年度より8億6,170万円の増の13億7,270万円を計上。病院設備整備事業債は、前年度より6億2,930万円減の5億6,070万円を計上。学校施設整備事業債は、前年度より10億8,720万円減の6億5,800万円を計上しています。地方債合計額は、前年度より6億8,590万9,000円減の34億6,103万8,000円を計上しています。以上概略を申し上げましたが、昨年度に続き基金繰入金や町債が多く厳しい予算編成となりました。つづいて当初予算に盛り込みました主要な施策について、令和6年度予算編成方針の大項目に沿い順次御説明申し上げます。はじめに、大項目1物価高騰対策について申し上げます。まず、低所得者に対する重点支援給付金については、引き続きエネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して、国の重点支援地方交付金を活用した低所得世帯への給付制度や学校給食費の支援等、着実かつ速やかに実施してまいります。つづいて、大項目2多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる地域社会の実現について申し上げます。邑南町が誕生20年という節目の年に

当たり10月6日日曜日に県知事をお迎えし、邑南町20周年式典等の行事を開催いたします。できるだけ華美にならないよう、手作り感のある、参加して良かったと思っただけのものにしたいと考えております。あわせて令和6年中に開催される行事等についてチラシやポスターには20周年記念と記載するなど、気運を盛り上げていきたいと考えております。つぎに地区別戦略発展事業について、令和6年度は地区別戦略発展事業として最終年度となります。町からは各地区への補助金や中間支援組織による伴走支援のほか、12地区の実践内容の横つなぎを目的とした研修会や報告会を開催し、町民全体を巻き込み多様な実践者による地域づくりを目指します。また、各地区の計画推進に必要となるハード事業についてコンペティション事業を実施し、事業の継続化を図ってまいります。つぎに、小さな拠点づくりモデル地区推進事業について。阿須那地区では、あすな地区応援隊を中心に住民がより集いやすい拠点整備を行ってまいります。口羽地区では、デマンド交通と町営バス、備北交通とのつばがりを向上させ、地域住民の利便性を高めるために暮らしのターミナルの整備を行っております。令和6年度より用地の取得設計等を行うなど、事業を進めてまいります。つぎに、持続可能な地域コミュニティづくりのための地域運営組織の設立支援については既に自治会再編に取り組まれている地区もありますが、人口減少にあわせて自治会以外の機能再編も検討していく必要があります。将来的には全ての地区で地域運営組織設立に向けて取組を推進してまいります。令和6年度は、地域運営組織の設立に先行して取り組む地区への財政支援や中間支援組織の伴走支援による人的な支援などを行い、将来に向けた地域づくりの体制や仕組みづくりの体制や仕組みづくりに取り組んでまいります。つぎに、地域での介護予防活動の支援については各地区の第2層協議体が引き続き地域における介護予防や生活支援の体制を整備できるよう、生活支援コーディネーターを委託する邑南町社会福祉協議会とともに支援をしてまいります。つぎに、邑南町地域公共交通計画の策定につきましては令和6年度において新たな邑南町地域公共交通計画。令和7年度から令和11年度の計画の策定の予定をしております。町の公共交通会議や生活交通検討委員会の開催、利用者へのアンケート調査を行い、公共交通を利用する方々にとって真に必要で持続可能な地域公共交通を確保するための計画策定を行います。つぎに、令和6年度中に市木地区で民間医療機関が閉院することになり、無医地区となることも懸念されたところありますが、邑南町地域医療構想により必要な医療機能の確保を図るため、現在公立邑智病院の附属診療所として公立の診療所を開設するよう、公立邑智病院をはじめ関係機関と準備を進めております。また、引き続き医療福祉人材バンクによる個別アプローチなどをはじめ、町内の医療機関福祉事業所等と連携し医療福祉人材の確保育成にも積極的に取り組んでまいります。つぎに、地域包括ケアシステムの推進については関係機関や地域団体等の連携強化が重要となります。課題ごとに関係機関関係団体との協議や

連携を図り、介護予防医療介護の切れ目のない一体的な取組を推進してまいります。つぎに、ひきこもり支援については引き続き実態把握を進め、また、当事者や家族に寄り添った切れ目のない支援が効果的に実施できるよう、支援機関などの連携をより一層強化します。さらに、その連携や伴走支援がほかの福祉分野や多様で複合的な課題がありながら支援の届かない方々への対応にもいかせる体制づくりに努めてまいります。つづいて大項目 3、少子化対策こども政策の抜本強化、地域総がかりの子育ち子育て環境づくり、子ども条例の具現化について申し上げます。まず、子どもや子育て環境の総合相談窓口である子どもまると相談室は、令和 6 年度より改正児童福祉法にも対応したこども家庭センターとして位置づけ、従来以上に全ての子ども妊産婦子育て世帯に対する包括的な支援窓口として、新たな事業を取り入れ体制の充実に努めてまいります。つぎに不妊治療推進事業についてはこれまで実施してまいりました治療費の助成に加え、その治療に伴う交通費についても助成することにより更なる経済的負担の軽減を図り支援の充実に努めてまいります。妊娠期の支援としましては地元の野菜や米などの食材を提供し妊娠期からのバランスのとれた食生活習慣の確立、町内産食材の利用促進による地産地消や食育の推進などを目的としたマタニティベジボックス事業を実施いたします。また、出産後の子育て支援としましては、1 歳までのお子さんを養育しておられる御家庭に対し定期的におむつなどの育児用品を提供することで、保護者の経済的負担の軽減を図るだけでなく、出産後の対面での訪問や相談などにより早期に必要な支援へつなげることを目的としたおむつ等定期便事業を実施いたします。病児病後児保育事業については利用料を減額することにより、子育て家庭の経済的精神的な負担軽減とともに就労との両立支援を図ってまいります。つぎに放課後児童クラブについては以前より職員確保が困難となっていたところですが、防災対策児童の安全確保など更に重要な役割が求められておりますので、処遇改善のほか児童への支援に専念できる環境を整え職員の資質向上や人材確保を図ってまいります。また放課後児童クラブでは改正児童福祉法に基づく安全計画を令和 5 年度中に策定し、これに基づく計画的な安全対策に係る研修会も開催してまいります。つぎに子ども医療費については、無償化の対象年齢を高校生相当の 18 歳までに拡充し実施してまいります。つぎにおおなん子どもチャレンジ事業については、令和 5 年度は中学生以上を対象とし高校生を中心とした 3 チームがエントリーされ、それぞれ主体的に活動を実施されました。令和 6 年度はより多くの子どもたちがチャレンジしてくれることを期待をしているところです。以上の取組に加え、こども基本法に基づき従来の関係諸計画を一本化したこども計画を令和 6 年度に策定いたします。この策定作業を通じ、邑南町子ども条例の理念も踏まえた子ども施策の総合的な推進を図ってまいります。つづいて大項目 4、人材確保と町内産業の活力増進について申し上げます。まず邑南町企業魅力化サポート事業については深刻化する町内企業の人材

不足への対応として、島根県、企業、関係機関からなる邑南町進出企業人材確保対策会議を主体に企業の人材確保と定着に関する取組を実施いたします。つぎに産業支援課が所管する地域おこし協力隊については、令和6年度は19名を任用する予定です。町内の様々な課題解決と人材確保を進めてまいります。つぎに邑南町企業魅力化サポート事業については、第2期人材確保実施計画に基づき町内企業の人材不足への対応を実施いたします。高校キャリア教育や大学キャリアセンターとの連携を深め、インターンシップ、保護者教職員向けバスツアーなど積極的に実施し、若年層の人材確保を進めてまいります。つぎに特定地域づくり事業については、令和3年に設立されたおおなん地域づくり事業組合が協同で人材を雇用し、地域の事業者に派遣する労働者派遣事業を行っております。町としても国や島根県と連携しながら、地域の担い手となる人材の確保と事業推進を引き続き支援してまいります。つぎに道の駅瑞穂再整備事業について官民連携のもと、関係機関及び町民の皆様の御協力をいただきこの度新名称を道の駅邑南の里に決定をいたしました。令和6年度は融雪設備整備工事の継続実施、本体建築等工事の着手など本格実施となります。これらの工事に加え外構工事、家具備品整備などを実施し、令和6年度末の完成に向かって着実に事業を進めてまいります。指定管理予定者とともに施設機能及び維持管理や運営手法についての協議を深め、新たな道の駅へと円滑に移行していきます。また令和6年度において指定管理者やテナントとして加わる飲食事業者を決定するとともに、道の駅瑞穂再整備事業施設管理運営計画に基づき開業に向けた具体的な準備を計画的に進めます。農産物直売所については、引き続き各種事業を設け出荷者や商品の確保を進めます。令和7年夏のグランドオープンを目指してまいります。つぎに農産物直売所の支援については、雲井の里を持続可能な魅力ある農産物直売所にすべく募集していた農産物直売所支援マネージャーが、令和6年3月から着任し令和6年度から本格的に取組が開始されます。地域の課題となっている農産物の生産や集荷などを担う人材を育成してまいります。つぎに有機農業など環境に優しい農業の振興と持続可能な農業生産の展開については、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、有機農業産地づくり推進緊急対策事業において実証ほ場での取組を参考に作成した栽培マニュアルをもとに、農業者向け研修会を開催してまいります。また邑南町農林総合事業において、国の補助対象にならない有機JAS認証経費補助を新規に行います。消費面においては、引き続き学校給食への有機米利用支援を継続するとともにアンケート結果なども踏まえた講座などを計画しています。市場調査も予定しており引き続き島根大学やJA、島根県とも連携し生産面消費面から有機農業の取組を拡大してまいります。地産地消推進事業において関係課、関係分野連携のもと体制の構築を引き続き進めます。また農林総合事業などにより町内の農産物直売所や出荷農業者を支援するとともに、当初予算の債務負担行為に計上しております地産地消調理人の任用について

は令和6年度から募集を開始いたします。薪などの木質バイオマス燃料の供給利用体制の整備も進めてまいります。スマート農業導入モデル実証事業費は、農作業の負担を軽減するため草刈り作業の受託を行う事業者等に対するラジコン草刈り機の導入を実証事業として支援します。また農作業における脱炭素や燃料コスト削減、作業負担の軽減に資することを目的とした電動農機具普及促進事業費により農業者の電動農機具購入への補助を行ってまいります。つぎに、神紅など園芸作物の産地化については令和6年度は60アールの整備を予定しております。また令和6年度のおーなんアグサポ隊は新たに3名を受け入れる予定で、合計12名で就農モデルを実施してまいります。なお研修を終了した神紅の生産者は7名となります。つぎに林業担い手育成・確保支援事業費については、一般社団法人おおなん木の学校において活動するおーなん木好き隊に係る事業で、令和6年年度は活動1年目1名2年目1名の計2名を任用する予定です。隊員は、林業木材産業の振興と地域の活性化に関わる活動を実施するとともに就業のための知識や技術を習得します。邑南町森林環境保全対策基金活用事業は基金を活用し、森林資源を活用した地域課題の解決と人材育成を進めてまいります。森林経営管理制度に基づく事業を実施するとともに、各種補助金等を通じ町内の森林の適正な維持管理を進めてまいります。木質バイオマス供給施設整備事業費は、未利用材や道路の支障木を薪ボイラーや薪ストーブなどの燃料として活用するため、その供給施設の整備を支援してまいります。いわみ温泉活用施設薪ボイラー設置事業費は、いわみ温泉霧の湯に薪ボイラーを整備し、木質バイオマスも施設のボイラー燃料として利用できるようにしコスト削減などを進めてまいります。つぎにおおなんきらりエネルギー株式会社が行う事業推進につきましては、令和5年度には公共施設5件。事業所1件。一般住宅3件に対してP P Aを活用した電力供給を開始しております。太陽光発電設備の無償設置に対する問合せも多数あり、今後P P Aによる電力供給件数の増加が見込まれると確認しております。また電力小売事業では、3月より高圧電力の公共施設2施設に取次店として電力供給を開始しております。こちらも確保できる電力量に基づき順次供給件数を拡大していくことを確認しております。そして令和5年度はおよそ140万円程度の電気使用料を町外流出から町内消費に呼び込む経済効果を生み出し、二酸化炭素の排出削減もおおよそ25トンCO₂削減に貢献していると確認をしております。つぎに脱炭素先行地域づくり事業の取組につきましては、環境省の支援をいただきながら本町の環境と経済を両立させるまちづくりの一環として取り組んでいるものです。令和5年度は公共施設や設置希望される民間事業所、民間住宅に対しP P Aによる太陽光発電設備の無償設置や小型風力発電設備の整備などを進め、エネルギーの地産地消による需要家に対する電力料金の削減と、これまで町外流出していた電力料金が町内経済循環としていく仕組みができはじめております。またいわみ温泉霧の湯への薪ボイラー導入に向けての実施設計業務や、道

の駅瑞穂再整備に伴う地中熱を活用した融雪設備導入に着手するなど、電力以外の再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消も進んでおります。一方で、中野公民館多目的ホールのLED照明への更新といった省エネ化や、電気自動車の充電設備の整備による再生可能エネルギー由来の電力の有効活用に向けたハード整備にも着手いたしました。今後これらの事業を更に進めていくことで、エネルギーの地産地消による町内経済循環の裾野拡大に努めてまいります。つぎに現在休業しているいわみ温泉霧の湯などと香木の森公園施設につきましては、令和7年4月から一体での指定管理とするため、今年度公募により指定管理者の指定手続を行います。住民福祉の向上や地域の活性化などの設置目的を果たし、町民に親しまれる施設を目指し計画的に準備を進めてまいります。また令和5年度に実施したガバメントクラウドファンディング実績に基づき、NPO法人江の川鐵道によるトンネル内映像コンテンツ制作時業が行われます。三江線鉄道公園の新たな活用による地域の活性化を期待しているところです。邑南町観光戦略については、邑南町観光戦略推薦委員会を推進母体に関係者と協議をしながら進めてまいります。関係人口の拡大については邑南町観光協会を関係案内所として取り組むとともに、観光支援マネージャーを任用し進めてまいります。つぎに地域一体となった観光客関係人口の増大については、邑南町観光協会による面的DX（ディーエックス）のシステム運用を通し、事業者間の連携を強化し町内の周遊性を高め滞在時間の延長や消費額増加につなげてまいります。つぎに食を起点とした関連産業活性化についてはこれまで培ってきた食をテーマとした町づくりを、引き続き地産地消を充実しながら進めてまいります。邑南町商工会運営助成事業については異業種交流に対する助成を行ってまいります。地域の資源を活用したメニュー開発や新規事業の創出に向けた取組を進め、開発支援などについては地域商業など支援事業費で支援してまいります。JAの肥育センターについては令和6年度から民間の事業者が事業承継されます。畜産クラスター事業に美郷町川本町とともに加わり、石見和牛肉生産流通システムの実証などを行ってまいります。また邑南町農林総合事業では、肥育センターの管内繁殖農家からの子牛の購入を後押しする助成事業を実施してまいります。つぎに農業生産者の講話や生産から消費まで食育を通じた体験学習の実践につきましては、農業の楽しさややりがいを積極的にアピールするとともに農業の可能性や将来性を町民みんなで共有し、担い手の確保や産地の理解促進につなげることを趣旨として邑南町農業振興大会を令和6年10月に開催します。町内の農業者の皆さんにも運営委員会に参加いただき準備を進めてまいります。つづいて大項目5。行財政改革の着実な実行について申し上げます。まず公共施設等総合管理計画については、令和5年度に改定した計画にのっとり施設ごとの機能や利用実態を充分考慮し、類似重複した機能の統廃合及び施設の多機能化複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点をもって将来の人口や年齢構成使用頻度などに見合っ

た効率的効果的な在り方を検討してまいります。着実な推進及び町有財産などの管理などを総合的に進めていくため資産経営課を新設し、公共施設の延床面積削減などを進めてまいります。つぎに内部統制については令和5年度の評価報告書の作成に向けた内部評価を進めるとともに、令和6年度も職員研修を重ねながら町民から信頼される質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き全体で取り組んでまいります。つぎに行財政改善については、第2次邑南町行財政改善計画案を作成いたしました。議会や住民の皆様の御理解御協力のもと早期に策定し、基本方針に沿った重点項目、具体的な取組事項を進めてまいります。つぎに町の重要計画の更新については、邑南町の重要計画の一つである邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020が令和6年度末で終了し、更に邑南町第2次総合振興計画並びに邑南町過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で終了いたします。令和6年度において、邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020を国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえながら改定を行うとともに、第3次邑南町総合振興計画、令和8年度から令和17年度の計画及び過疎地域持続的発展計画、これは令和8年度から令和12年度の計画の策定に向けた取組を始めます。まずは幅広い世代の意見を取り入れた計画とするため、ワークショップやアンケート調査を行うなどより多くの方の意見を集め、各計画の策定のための基礎データの収集を行ってまいります。最後にその他の方針について申し上げます。デジタル技術を活用した経営改革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションについては、システム標準化への対応やガバメントクラウド利用などについて引き続き、邑智郡総合事務組合や川本美郷両町とともに情報交換を行いながら、令和7年度末までの移行に向けて進めてまいります。本町単独で行うデジタルトランスフォーメーションの対応としましては、令和6年度も引き続きデジタル人材の活用を進めてまいります。令和5年度に行いました地方創生人材支援制度による民間のデジタル専門人材である、DX（ディーエックス）推進アドバイザーとともに職員の人材育成を推進してまいります。また令和5年度に採用を決定した地域おこし協力隊員1名が、令和6年度からICT教育などのGIGA（ギガ）スクール対応のため学校での支援を行ってまいります。そのほかにも現在職員で構成したプロジェクトチームで検討しております、ノーコードツールの活用、役場業務のペーパーレス化、窓口業務の改善について可能なものから実施してまいります。また、生成AI（エーアイ）について行政サービス事務効率化等の観点から積極的な活用を目指し、指針の策定を検討することとしております。いずれにしても行政事務の変革を進め限りある職員の余力を確保し、予測不可能な社会で町民に寄り添える体制とするため必要な施策を行ってまいります。つぎに国民健康保険事業につきましては令和6年度において被保険者が減少している中で、県全体の医療費推計の増加により県へ納める納付金が微増となっております。7月の本算定に向けて税率の見直しを検討

したいと考えておりますが、令和6年度の当初予算では令和5年度と同じ税率で税収を見込み予算編成を行っております。つぎに国保直営診療所事業につきましては、阿須那診療所ほか3診療所においては、引き続きかかりつけ医として地域に密着した医療を担ってまいります。つぎに建設関係の事業について申し上げます。はじめに島根県の事業について申し上げます。国県道整備事業は令和5年度に新規事業として着工していただきました、主要地方道浜田作木線の矢上地内の荻原工区では引き続き測量設計を進められる予定です。また国道261号臼谷工区、主要地方道甲田作木線西之原工区、主要地方道浜田作木線高見工区、仁摩邑南線荻原工区、田所国府線市木工区については継続して実施していただく予定です。河川改修事業は、出羽川の三日市工区と吉時工区を継続して実施していただく予定です。また砂防事業の横田川、急傾斜地崩壊防止事業の中組地区、田所下地区、田本地区についてもそれぞれ継続して実施していただく予定です。農業農村整備事業は、県央第2期地区の地すべり防止施設長寿命化対策事業に新規事業として着手していただく予定です。また、井原西地区のほ場整備事業、中南地区や新堤地区のため池整備事業、和田地区農道整備事業や農道邑南線の修繕事業については、継続して実施していただく予定です。治山事業は、布施地区を新規事業として着手していただく予定です。また、明泉谷地区福原地区を継続して実施していただく予定です。このうち明泉谷地区については事業完了となる予定と伺っております。林道事業は三坂小林線、岩屋徳前線、皆井田円の板線を継続して実施していただく予定です。つづいて町の事業について申し上げます。町道整備事業はのり面対策及び落石対策としまして町道日南川上田線の災害防除事業、町道伴蔵線ののり面対策事業を通学路安全対策として、石見中学校付近にある石見中央線歩道整備をそれぞれ継続して実施していただく予定です。改良事業としまして高見宇都井線、片田善教寺原線、簾金比羅線の3路線を継続して実施する予定です。農村整備事業はほ場整備事業としまして、小原迫地区の継続と矢広原地区を新規に実施する予定です。住宅整備事業は、日貫地区に若者定住住宅を1戸建設する予定です。つぎに上下水道事業について申し上げます。上下水道事業については、邑南町水道ビジョンに基づき、安全な水道、強靱な水道、水道サービスの持続の実現を目指し、老朽化した主要管路の更新や耐震化、経営コストの改善、有収率の向上などを計画的に実施してまいります。主要管路の更新耐震化として、市木地区、布施地区、日和地区を計画しております。下水道事業は、地方公営企業法を適用することとし地方公営企業会計に移行します。経営状況のより適格な把握、健全化、透明化に努め、広域化や施設統合の検討を進め安定した下水道事業経営を目指してまいります。以上、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げましたが、町民との対話を基本とし行政課題に適格に対処するべく全精力を傾注してまいり所存でございます。何とぞ議員各位と町民の皆様の率直な御意見と御指導を賜りますようお願い

を申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案などは、人案1件、条例案24件、補正予算案6件、当初予算案7件、その他の案件19件、合わせて57件としております。何とぞ慎重に御審議の上適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

## （ 日程第 6 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6教育方針を議題といたします。これより教育長に、教育方針を述べていただきます。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 令和6年3月定例議会に当たり令和6年度邑南町教育行政の方針と主な施策についてお示しし、皆様方の御理解と御支援を賜りたいと思います。現代社会では、コロナ禍や社会構造の変化など町民が抱える困難が多様化複雑化する中で邑南町の教育の創造を考えたとき、今必要なことは学校教育及び社会教育を通して、町民一人一人の自己肯定感自己実現などの獲得的な要素と人とのつながりや協調的な要素とのバランスを取り入れながら、調和と協調に基づくウェルビーイング。これは身体的精神的社会的によい状態にあること。短期的に幸せのみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸せを含む概念のこと。を向上させることに考えています。そしてそのことをより確固たるものにしていくために、生命の安全・安心を誰もが感じられるように危機管理、リスクマネジメントを徹底していくことが重要な課題であると認識し、次に述べる教育委員会の所管する主な施策を展開してまいりたいと考えています。これから教育委員会の所管する主な施策について、学校教育、生涯学習、施設の改修等の三つの視点から述べます。一つ目に学校教育についてです。はじめに多様性教育の推進についてです。それぞれの違いを認めその違いを豊かに変えらるることに差別を許さない教育にもつなげるため教職員研修を実施し、多様性教育の充実を図りたいと考えています。いじめについては、早期発見やその積極的な認知によって迅速にかつ組織的に取り組まなければなりません。平素からいじめ防止対策推進法をはじめいじめ防止等のための基本的な方針、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿

った対応スキルを教職員研修等を通して向上させていく必要があります。また各学校の基本方針の内容を保護者とも共有し、学校と家庭の協働で解決に当たる体制づくりが急務です。学校と双方向で連携しながら迅速に対応できるよう体制強化に努めたいと考えています。つぎに、様々な課題を抱える子どもたちへの支援についてです。学校には学校に行きづらい子ども、学びづらさがある子ども、家庭での課題を抱えている子どもなど様々な課題を抱えている子どもたちがいます。学校と情報の共有を図りながら関係機関との連携のもと、個々にふさわしい学びの在り方を探り支援していきます。また、学校に行きづらい子どもの居場所づくりについて調査研究のための先進地視察、関係機関との協議のほか町民の皆様及び専門家等の意見もいただきながら、現在設置しております教育支援センターの在り方も含め、邑南町の現状に即した場づくりを検討していきたいと考えています。また、通常学級に在籍する学びづらさのある子どもを支援するため支援員の配置を充実します。邑南町は現在支援を必要とする児童生徒保護者に対して、教育、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が連携して対応しております。障がいのあ  
るなしに関わらず全ての子どもができる限り共に学ぶことやそれぞれの学齢に応じた教育を提供できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導支援を行いながら子どもの願いに応じた自立や社会参加を目指しています。つぎに、主体的対話的で深い学びを実現するための授業改革についてです。自分の考えと違う意見も大切にし、考えを伝え合い聞き合いよりよい考えを協働して見つけ出すような学習を実現するため、引き続き学び合い学習を推進します。授業に小グループ等を取り入れた協働的な学びや他者とのコミュニケーションによる学びを実施することで、学力向上や人間関係形成力を醸成しながら人間関係づくりにもつなげてまいりたいと考えています。つぎに、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行についてです。国が令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、公立中学校の休日の部活動を段階的に地域連携・地域移行するためのガイドラインを示しました。また、県からは2030年に開催される国民スポーツ大会に向け、競技力向上と部活動の地域移行を両立して進めていくことが示されました。未来につながるような地域文化の継承としての部活動の在り方を具体的に検討していきたいと考えています。そのために、現在モデル的に試行しております事例について引き続き地域の方の協力を得ながら、本格的に移行した場合の問題点等を解決するための研究を続けていき、よりよい形で実施に向かいたいと考えています。つぎに、コミュニティ・スクールの導入及び地域とともにある学校づくりについてです。昨年度プロジェクトチームを設置してコミュニティ・スクール設置の根拠法令の学習会や、地域学校保護者が各地域で共有をしています地域で育てたい子ども像を今一度共有をいたしました。このことは授業を進めていく上でとても大切な土壌となることを理解していただけるよう、今後も地域に向けてその情報発信に努めて参りたいと考えています。また、小



中学校の9年間を通して地域との関わりを意図的に設定しふるさと教育の充実を図ること、学校とともに持続可能な地域づくりの担い手の育成につなげていきたいと考えています。そのため地域の実情に応じてではありますが基本的にはコミュニティ・スクールの設置範囲を中学校区とし、その設置に向けた関係機関と協議を進めていきます。つぎに、ICTの利活用についてです。学習においてはタブレット端末等の積極的な活用により情報活用能力の育成とともに、情報処理能力を育成します。これまでの紙でのドリル学習に替え、繰り返し練習できる端末でのドリル学習にすることを保護者の理解を得て進めていきたいと考えています。授業においてもタブレット端末を有効活用しながら個別最適な学びの追求、また、協働的な学びを進めることができるよう町教研ICT推進部会と連携しながら授業の改善を図っていきます。またインターネットを活用し、町内外の様々な人との交流活動も実施できるよう支援していきたいと考えています。学校校務においては、3市3町で共同導入をしました統合型校務支援システムが令和6年度より本格稼働となります。これに併せ、現在の事務処理の見直しを行い学校事務の負担軽減を図ります。また、学校と家庭の連携アプリを活用し欠席遅刻などの連絡や配布物のデジタル化を推進するとともに、保護者への情報提供を積極的に行っていきます。これらのICT化推進のため教育委員会へICT支援員を配置し、学校へのサポートを行います。教員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保することが教員の教育に対する情熱や教職の魅力を持続させることと考えています。つぎに、ふるさと学習・キャリア学習についてです。ふるさとを素材にした邑南町ならではのダイナミックな体験活動を通して邑南町で育つ素晴らしさを学び誇りを持ち、地域において子どもたち一人一人が持続可能な社会の創り手としてその多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことを期待し、学校家庭地域協働のもと取り組んでいきます。学校でのふるさと教育に地域住民が参加したり児童生徒が地域の活動に主体的に取り組むなどキャリア教育とも関連づけながら、学校家庭地域が一体となったふるさと教育を推進していきます。学校教育で行われているふるさと教育と公民館を中心に社会教育で行われているふるさと学習の内容の点検を実施し、より効果的なふるさと教育の実施を考えています。そして最後に、情報活用教育や読解力育成の推進についてです。将来多くの仕事が人工知能AIによって奪われる可能性があると言われていて一方で、人工知能AIが不得意と言われている力があります。それは読解力です。読解力を測るため邑南町では現在対象学年を変えながら、教科書の記述などをもとにして開発された読解力テストを実施をしております。その結果と全国学習状況調査いわゆる全国学力テストの結果との相関を分析したところ、読解力の結果と全国学力テストの結果には相関関係があるとの結果を得ています。令和6年度はこれら分析の結果をより確実にしていくため、全国学力テストの対象学年である中学校3年生を

対象に読解力テストを実施したいと考えています。この結果を受け、教科書の記述を十分に理解できない子どもたちがいるという前提に立ち日々の授業の改善を図ります。また、読解力と関係の深い語彙数を増やすため小学校低学年から辞書に親しむ学習を継続していきます。また、情報の収集から考えをまとめ表現する情報活用能力をあらゆる教科学習を通して小中一環して高めていけるような取組を進めます。学習の成果の一つとして引き続き調べる学習展、併せて教員に対しては情報活用教育講座の受講を段階的に進めるよう計画しようと考えています。二つ目に生涯学習関係について述べます。はじめに社会教育の推進についてです。社会教育の推進に当たり最も中心的な役割を果たす場は公民館です。公民館は地域住民と行政の協働づくりの場として、邑南町を持続可能な町にしていくための原動力になる存在です。しかし、地域において少子高齢化や人口減少による担い手不足など様々な課題が生じる中、公民館活動へ関わる人が固定化している現状もあります。この現状を打開するため公民館を拠点にいろいろな得意をお持ちの方につながっていただき、その広がりから新たなゆるやかな関係性を築き、連携協力しながら生まれる学習・実践活動から繰り返される学びのサイクルを構築していきます。また、地域課題解決等に向け自発的継続的に取り組む人づくりを促進し、住民参加の地域づくりに寄与していきます。その上で改めて公民館活動を含めた社会教育全般の幅広さや楽しさを多くの人に知ってもらい、つながってもらうことで新たな関係性が生まれ、このことが持続可能な地域づくりの推進力となることを期待し事業を進めていきたいと考えています。つぎに共生社会の実現についてです。邑南町は、共生社会のホストタウンとして国の指定を受け様々な取組を進めてまいりました。邑南町共生社会推進アドバイザーである、ゴールボール元日本代表の浦田理恵さんにアドバイスをいただきながら、障がい及び障がい者理解をはじめお互いを尊重し多様性を認め合う学習の充実を図り、共生社会の実現に向け、人にやさしいまちへさらに進めていきたいと考えています。日本で唯一北欧学科を有する東海大学との交流によりフィンランド共和国を中心とした北欧の教育福祉の学びを深め、邑南町のひとにやさしいまちづくりのデザインの要素にいかしていきたいと考えています。つぎに社会体育の推進についてです。町民の方の健康づくりの一環として、モルック等の生涯スポーツやフィンランド協会によるノルディックウォーキングの普及活動を支援していきたいと考えています。スポーツ活動を通じた共生社会の実現を目指し、障がいの有無にかかわらず誰もが取り組むことのできる競技の普及に努めるとともに、障がい及び障がい者理解の一環として学校や地域でのボッチャ、ゴールボール等障がい者スポーツ体験活動にも取り組むよう計画していく予定です。また、2030年に島根県で開催される第84回国民スポーツ大会の中央競技団体正規視察が行われます。いわみスタジアム、瑞穂球場の会場施設への指示等を受け、国民スポーツ大会に向けての組織作りや会場の改修計画策定など準備を進めると

もに、住民の気運醸成を図ります。また、中学校の部活動における段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行については、運営体制や指導者確保のための具体的な方策を検討し指導者養成を含め、地域の方に研修会等を開催するとともに、各種団体が開催する研修等の情報発信にも努めてまいりたいと考えています。つぎに図書館についてです。令和6年度は、第4次邑南町子ども読書活動推進計画の改定の年になります。新たに2019年に読書バリアフリー法が制定されたことを受け、様々な立場の人が利用できる施設の在り方を考えていく必要があります。バリアフリー図書や読書をサポートする技術や道具についても考えていきます。つぎに文化財関係についてです。令和3年10月に久喜銀山遺跡が国史跡へ指定されたことを受け、今後の史跡等の在り方について保存活用計画を策定し、令和6年度中の国の認定を目指します。さらに久喜銀山遺跡の歴史的価値として、子どもたちを含めた町民の方への理解を深めていくための働きかけを史跡活用の方向性と方法に基づき進めたいと考えています。また、瑞穂ハンザケ自然館について様々な年代の方々の生涯を通じた学びを推し進める教育活動の場として捉え、学校教育とも連携するほか地域の自然活動の情報発信及び体験活動の実施を考えています。つぎに食育推進についてです。今後は第4次食育推進計画に基づき食育の推進を目指し食文化の伝承や地産地消の推進の取組を行うとともに、農業体験を通じた食の大切さの理解を育む体験活動を実施するよう考えています。また、食育と地産地消について関係機関等の対話の場を設け、その方向性等見いだしていくための具体的な行動を考えていきます。つぎに学校給食についてです。学校給食については食材費や燃料費の高騰が続いていますが、そのような中でも地元生産者と連携し食材の確保に努めるなど今まで通り安心安全で栄養バランスがとれた給食の提供ができるよう、また郷土料理を含めた邑南町ならではの学校給食の提供ができるよう研究に努めていきたいと考えています。三つ目に、改修修繕関係について述べます。はじめに学校施設関係についてです。石見中学校の建設について令和6年5月末の完成予定としており、2学期より新校舎で授業が開始されます。校舎完成に伴い旧校舎の取壊しや校庭工事が開始されます。この作業により近隣の皆様には御迷惑をおかけすることが予想されますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。小中学校の各教室照明や屋内運動場のLED化について、年次計画を立て改修を行う予定です。また、学校のトイレ洋式化工事の実施を計画しています。工事の完成により、町内小中学校の洋式化率は約70%となります。さらに児童生徒の安全確保のため、各学校へ防犯カメラ等の設置を順次進めていきます。また地域の皆さんと各学校の安全教育の取組を共有し、地域と一体となった学校安全の強化に努めていきたいと考えています。そして最後に、生涯学習施設関係です。井原公民館の再整備について、令和6年度に策定される基本構想により関係機関との協議調整を行いより具体的な計画の策定へと進めていきます。今後も、引き続き井原公民館再整備検討委員

の皆さんや関係者とのコミュニケーションを密にとりながら、計画を進めていきたいと考えています。また社会教育施設等の照明設備のＬＥＤ化工事を進め、省エネルギーによる脱炭素社会への移行を推進していきたいと考えています。以上、令和６年度教育行政の概要及び教育委員会が所管します主な施策について申し上げます。今後とも、議員の皆様をはじめ町民の皆様方の御理解を御支援をいただきますようお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、教育方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 7 諮問第 1 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 7 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政を取り巻く諸情勢は、幼児児童に対する虐待やいじめ体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がいのある方に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中にあつて人権擁護委員はこれらの諸問題に理解を持って取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を法務大臣に対し推薦するために議会に意見を求めるものでございます。諮問第 1 号において推薦につき意見を求めようとする高橋雄二（たかはし ゆうじ）氏につきましては、平成 30 年 7 月 1 日から人権擁護委員として御活躍いただいております。この度令和 6 年 6 月 30 日に任期満了を迎えられるに当たり、引き続きその手腕を発揮していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。お諮りをいたします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に異議のないものと答申することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第8 議案第7号 ) 、 ( 日程第9 議案第8号 )  
( 日程第10 議案第9号 ) 、 ( 日程第11 議案第10号 )  
( 日程第12 議案第11号 ) 、 ( 日程第13 議案第12号 )  
( 日程第14 議案第13号 ) 、 ( 日程第15 議案第14号 )  
( 日程第16 議案第15号 ) 、 ( 日程第17 議案第16号 )  
( 日程第18 議案第17号 ) 、 ( 日程第19 議案第18号 )  
( 日程第20 議案第19号 ) 、 ( 日程第21 議案第20号 )  
( 日程第22 議案第21号 ) 、 ( 日程第23 議案第22号 )  
( 日程第24 議案第23号 ) 、 ( 日程第25 議案第24号 )  
( 日程第26 議案第25号 ) 、 ( 日程第27 議案第26号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第8議案第7号邑南町課設置条例の一部改正についてから、日程第27議案第26号邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第7号から議案第26号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第7号から議案第26号は条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第7号邑南町課設置条例の一部改正についてでございま

すが、これは下水道事業の公営企業化に伴う改正でございます。つぎに、議案第 8 号 邑南町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これは下水道事業の公営企業化に伴う改正でございます。つぎに、議案第 9 号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは下水道事業の公営企業化に伴う改正でございます。つぎに、議案第 10 号 邑南町特別会計条例の一部改正についてでございますが、これは下水道事業の公営企業化に伴う改正でございます。つぎに、議案第 11 号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴う改正でございます。つぎに、議案第 12 号 邑南町職員の育児休業などに関する条例の一部改正についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴う改正でございます。つぎに、議案第 13 号 邑南町表彰条例の一部改正についてでございますが、これは表彰基準の見直しに伴う改正でございます。つぎに、議案第 14 号 邑南町消防団員等公務災害補償条例一部改正についてでございますが、これは非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正でございます。つぎに、議案第 15 号 邑南町町営バス条例の一部改正についてでございますが、これは新路線瑞穂矢上線の追加に伴う改正でございます。つぎに、議案第 16 号 邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正についてでございますが、これは知恵工房の用途廃止に伴う改正でございます。つぎに、議案第 17 号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは国の基準の改正に伴う改正でございます。つぎに、議案第 18 号 邑南町家庭的保育事業等の設備お余に運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは主務大臣の変更に伴う改正でございます。つぎに、議案第 19 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは町営住宅の新設・用途廃止に伴う改正でございます。つぎに、議案第 20 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは入居条件の見直し及び住宅の追加に伴う改正でございます。つぎに、議案第 21 号 邑南町堆肥化处理施設条例の一部改正についてでございますが、これは予備調整施設の用途廃止に伴う改正でございます。つぎに、議案第 22 号 邑南町奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは貸与条件及び奨学金の見直しに伴う改正でございます。つぎに、議案第 23 号 邑南町水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、これは主務大臣の変更に伴う改正でございます。つぎに、議案第 24 号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは主務大臣の変更に伴う改正でございます。つぎに、議案第 25 号 邑南町下水道条例の一部改正についてでございますが、これは下水道法施行令の一部改正に伴う改正でございます。つぎに、議案第 26 号 邑南町議会議員及び邑南町長の選挙に関する選挙運動の公営に関する条例

の一部改正についてでございますが、これは公職選挙法施行令の一部改正に伴う改正でございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

**○大賀課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議案第7号邑南町課設置条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、公共施設等総合管理計画の着実な推進及び町有財産等の管理などを総合的に進めていくための組織機構の見直しと、下水道事業の公営企業化に伴う改正をするものでございます。新旧対照表第1条の設置で、改正後案の総務課の次に資産経営課を新設し現行の水道課を削除します。第2条の事務分掌で、総務課は現行の第19号庁舎管理及びまでを削除し、改正後案の第19号庁中取締に関することに改め、改正後案の資産経営課の第1号として庁舎管理に関することを新設します。総務課、現行の第37号財産管理に関すること。第38号公有財産の共済に関すること。第39号入札執行に関すること。第40号地籍調査に関することを削除し、改正後案の資産経営課の第2号から第4号に移管します。財務課は、現行の第12号窓口業務調整に関することを削除し、建設課は、現行の第6号町営住宅に関すること。第10号施設管理・営繕に関すること。第11号公共施設等総合管理計画に関することを削除し、改正後案の資産経営課の第5号から第7号に移管し、新たに第8号空き家対策に関することを追加します。改正後案の建設課では第6号を改め、総務課から削除する地籍調査に関することを移管します。水道課は現行の全てを削除し、そのうち第3号飲料水供給事業に関することを、改正後案の町民課の第18号に移管します。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。議案第8号邑南町職員定数条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は下水道事業の公営企業化に伴う改正をするものでございます。新旧対照表第1条の主旨で現行の水道事業の次に、改正後案では、及び下水道事業を追加します。第2条の職員定数で、第1号町長の事務部局の職員を現行の175人から、改正後案では169人に改めます。現行の第5号の次の計231人を削除し、改正後案では第6号の次に追加します。現行の第6号水道事業職員8人を削除し、改正後案では第6号上下水道事業職員14人に改めます。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。議案第9号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は下水道事業の公営企業化に伴う改正をするものでございます。新旧対照表第2条の特殊勤務手当の種類で、現行の第

8号下水道（生活排水含む）手当を削除し、第9号から第12号は、改正後案では第8号から第11号に1号ずつ繰り上げます。現行の第10条の下水道（生活排水含む）業務手当を削除し、第11条の災害等復旧手当を、改正後案では第10条とし、現行の簡易水道を水道に改めます。現行の第12条から第16条を、改正後案では1条ずつ繰り上げます。現行の別表第14条関係を、改正後案では第13条関係に改め、別表中、現行の水道及び下水道（生活排水含む）業務手当月額6,000円を削除します。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。議案第10号邑南町特別会計条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、下水道事業の公営企業化に伴う改正をするものでございます。新旧対照表第1条の設置及び第2条の歳入及び歳出で、それぞれ現行の下水道事業を削除します。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。議案第11号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことに伴う改正をするものでございます。新旧対照表第3条の会計年度任用職員の給与で、現行の及び期末手当を改正後案では期末手当及び勤勉手当に改めます。改正後案第13条の24の勤勉手当を新設し、フルタイム会計年度職員に支給する勤勉手当について規定します。第21条の期末手当で、現行の以下この条の次に、改正後案では、及び次条第1項を追加します。改正後案に、第21条の2の勤勉手当を新設し、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当について規定します。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。議案第12号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、地方自治法の一部改正により会計任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことに伴う改正をするものです。新旧対照表第7条の育児休業をしている職員の期末手当の支給で、現行の第2項中、（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という）を除く）を削除します。現行の第8条中会計年度任用職員を、改正後案では地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という）に改めます。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。議案第13号邑南町表彰条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、邑南町表彰審議会において表彰基準の見直しが行われたことに伴う改正をするものです。新旧対照表第4条の善行表彰で現行の次の各号のいずれかにを、改正後案では善行に優れ町民の模範となるものに、に改めます。あわせて、現行の第1号から第3号を削除します。附則。この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。議案第14号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償に基準を定



める政令の一部改正に伴う改正をするものです。新旧対照表第5条の補償基礎額で、第2項中現行の8,900円を、改正後案では9,100円に改めます。別表（第5条関係）の補償基礎額表中、現行の階級及び勤務年数ごとの区分による補償基礎額を改正後案のとおり改めます。附則第1項、この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。第2項、この条例の施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び躁病保障年金等については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前 11時 48分 休憩 ——

—— 午後 1時 15分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。午前中の議案説明の中で訂正したい旨の申出が大賀総務課長よりございましたので、この申出を許可したいと思います。

○大賀課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

●大賀総務課長（大賀定） 午前中の私の議案第7号の説明と議案第9号それぞれ詳細説明において、1か所ずつ誤りがございましたので訂正をさせていただきたくお願いを申し上げます。まず議案第7号邑南町課設置条例の一部改正についての説明の中で、新旧対照表第2条の事務分掌で、総務課現行の第37号財産管理に関する事、第38号公有財産の共済に関する事。第39号入札執行に関する事。第40号地籍調査に関する事を削除し、改正後案の資産経営課の12号から14号に移管しますと申し上げました。最後の部分でございすけれども、正しくは2号から4号に移管しますでございす。つぎに、議案第9号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の説明におきまして、新旧対照表第2条の特殊勤務手当の種類で、現行の第9号から第12号は、改正後案では第8号から第12号に1号ずつ繰り上げますと申し上げました。最後の部分ですけれども、正しくは第8号から第11号に1号ずつ繰り上げますでございす。以上、2点訂正をさせていただきますようお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上、訂正の説明がございました。よろしゅうございましたか。

（「はい」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） はい。それでは議案の説明に入らせていただきます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第15号邑南町町営バス条例の一部改正について御説明申し上げます。現在邑南町営バスの実証実験便として運行中の瑞穂矢上線を、正式な路線として加えるものでございます。議案に添付しております邑南町営バス条例の新旧対照表を御覧ください。第4条の表中路線名瑞穂矢上線の項を新たに加えるものです。条文に戻り、施行日は附則のとおり令和6年4月1日からとするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議案第16号邑南町高齢者創作活動施設条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、高齢者の創作活動や介護予防を目的とする高齢者創作活動施設のうち利用の減少により令和元年度より休止していました、下口羽にあります知恵工房について、今後も利用が見込めないことからその用途を廃止し今条例から削除する旨の改正を行うものでございます。改正内容は新旧対照表のとおり、第2条の表から当該施設の項を削除するものでございます。施行期日は条例附則のとおり、令和6年4月1日とするものでございます。つぎに、議案第17号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、こども家庭庁の設置に伴い保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたこと並びに本条例の根拠となる国の基準における引用条項が改正され

たことなどによる文言の整理及び修正を主な内容として改正を行うものでございます。また新旧対照表7ページのとおり第23条では保育施設等の重要事項の掲示につきまして、これまでの書面掲示に加え電気通信回路に接続して行う自動公衆送信いわゆるインターネットにより閲覧可能としなければならない旨改正するものでございます。施行期日は条例附則のとおり公布の日とし、第23条の改正規定は令和6年4月1日より施行するものでございます。つぎに、議案第18号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。この度の改正は、こども家庭庁の設置に伴い保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に変更されたことによる改正で、新旧対照表のとおり第25条中厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。施行期日は、条例附則のとおり公布の日とするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○上田建設課長（上田修）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、上田建設課長。

**○上田建設課長（上田修）** 議案第19号邑南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。この度の改正は建設課で管理しております町営住宅のうち、二つのことについて見直しをしようとするものでございます。一つ目としましては、現在老朽化が顕著で既に入居募集を行っていない政策空き家として位置づけております4か所10戸を用途廃止し、普通財産の切替えにあわせ施設処分の準備に取り組む計画でございます。二つ目としましては、令和5年度の新設された住宅1戸を行政財産加え邑南町町営住宅管理条例の別表を改めようとするものでございます。改正内容の要旨について新旧対照表にて御説明いたします。新旧対照表の別表の右欄現行の上から3行目細里団地1棟5戸でございますけれども、昭和51年度に建設されたもので老朽化による建替を行いました。これに伴いこの度用途廃止をしようとするものでございます。同じく右欄の細里団地から4行下の高原団地でございますが、1棟5戸のうち2戸が政策空き家として管理しており2戸を用途廃止し左欄の改正後案では3戸に、その下の順庵原団地でございますが1棟5戸のうち1戸が政策空き家として管理しておりその1戸を用途廃止し、改正後案では4戸とするものでございます。同じく右欄現行の順庵原団地から4行下の日和団地1棟2戸でございますが、こちらも政策空き家として管理しており同様に用途廃止しようとするものでございます。左欄改正後案一番下の行の根布団地でございますが本年度新設した1棟1戸の団地でございますが、新たに別表に

加えようとするものでございます。条文に戻りまして、附則この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。議案第20号若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。この度の改正は、令和5年7月30日付けで島根県住宅供給公社との契約締結に基づき、町有地に建設された若者定住向け公社賃貸住宅ヤングスポットいわみ1棟6戸が、平成6年4月1日から令和6年4月2日の30年間の賃貸住宅の委託管理期間満了により邑南町に無償譲渡されることとなっております。さらに今後も令和8年度から令和11年度に向けて、4団地36戸が順次同様の契約満了により若者定住向け公社賃貸住宅が島根県住宅供給公社から邑南町に無償譲渡されることとなっています。これらの住宅は若者定住向けとされていますが入居者の年齢制限はなく単身あるいは夫婦世帯を対象とされているもので、いわゆる大人数で暮らす家族向け住宅ではございません。一方これまで邑南町では、若者定住施策として入居条件が45歳までとなっている邑南町若者定住促進住宅を管理しておりますが、昨今の人口減少、人口動態、入居者の需要や収入状況などから総合して考えますと、今後若者という条件で設定されている45歳の入居資格という条件が満たせなくなり、住宅を保有していても多くの空き室が発生することが懸念されるところでございます。これらのことから若者定住に限定した施策から幅広い世代の定住施策を進めていく必要があるため、見直しをするものでございます。説明につきましては、新旧対照により御説明いたします。10分の1ページ1行目の題名でございます。邑南町若者定住促進住宅管理条例を邑南町定住住宅管理条例に改めようとするものでございます。つぎに、本則中の若者定住住宅を定住住宅に改めようとするものでございます。つぎに、3行目の第1条中若者等の定住化を定住に、邑南町若者定住促進住宅以下若者定住住宅というを定住住宅に改めようとするものでございます。つぎに、第2条1号中若者等にを削ろうとするものです。つぎに、10分の2ページ第6条中第2号及び第3号を削り同項第4号中、現に同居し又は同居しようとする親族があること若しくは配偶者（婚姻の予約者を含む）があることを、現に同居し又は同居しようとする者がある場合その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む、以下第10条において同じであることに改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中し又はを若しくはに改め、若しくは配偶者を削り同号を同項第3号とし、同条中第2項を第3項とし、10分の3ページの6行目に第2項として、別表のヤングスポットいわみ入居することができる者は前項第1号及び第3号の要件を満たす者とする。を加えようとするものです。つぎに、10分の6ページの第18条第1項中ふすま紙に次に及び網戸を加えようとするものでございます。つぎに、10分の10ページ別表下段ですが新たにヤングスポットいわみを加えようとするものでございます。条文に戻りまして、附則この条文は令和6年4月3日から施行することとしています。以上、地方自治法第96条第

1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 議案第 2 1 号 邑南町堆肥化処理施設条例の一部改正について御説明申し上げます。邑南町堆肥化処理施設は、畜産ふん尿の処理及び有機質堆肥の供給を行うことを目的として平成 1 0 年度に設置したものでございます。施設内容は、中野の基幹処理施設 1 か所と中野の茅場と日和にそれぞれ 1 か所ある予備調整施設で、いずれも令和 3 年度において処分年限が経過したところでございます。このうち予備調整施設について、利用者の高齢化や社会情勢の変化等による廃業などの理由から令和 3 年 9 月より利用実績がなく今後の利用の可能性もないことから、行政財産としての用途を廃止するため条例の一部改正を行うものです。条例の施行日は公布の日としています。以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第 2 2 号 邑南町奨学金条例の一部改正について御説明申し上げます。改正の詳細について新旧対照表に基づいて御説明いたします。新旧対照表 1 ページを御覧ください。はじめに、第 2 条第 1 項中基金の額 6, 3 2 8 万 2, 0 0 0 円を、6, 2 0 2 万 2, 0 0 0 円に改めるものです。令和 5 年度において償還免除適用者が 1 名おられたことにより減額となります。この減額により、今後の新規貸付や償還免除となる額について不足が生じることは想定されないため増額は行っておりません。つづいて、奨学金の利用者数の減少と就学環境の変化に応じて奨学金制度と貸与金額の改正を行うものです。1 点目は、第 6 条第 5 項中他のを、邑南町が実施する他のに改めるものです。これは、邑南町が実施する奨学金以外の奨学金の併願併給を可能とするものです。つづいて、新旧対照表の 2 ページを御覧ください。第 7 条関係、貸与金額の別表を改正後案のとおり改正します。条文に戻り、施行日は附則のとおり令和 6 年 4 月 1 日からとするものです。以上、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○沖野水道課長（沖野弘輝） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、沖野水道課長。

○沖野水道課長（沖野弘輝） 議案第23号邑南町水道事業給水条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴うものです。新旧対照表を御覧ください。第10条第2項ただし書中、厚生労働省令を国土交通省令に、この限りではないをこの限りでないに改めます。第11条第1項中、厚生労働省令を国土交通省令に、申し込みを申込みに変更します。第35条第2号中、厚生労働省令を国土交通省令に改めます。条文に戻り、附則この条例は令和6年4月1日から施行します。つづいて、議案第24号邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴うものです。新旧対照表を御覧ください。第4条第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めます。条文に戻り、附則この条例は令和6年4月1日から施行します。つづいて、議案第25号邑南町下水道条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、大腸菌数を測定する技術の確率、また、六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能になったことにより、下水道法施行令に定める放流水の基準が改正されることに伴うものです。新旧対照を御覧ください。第10条第14号中、0.5を0.2に改めます。同条第44号中、大腸菌群数を大腸菌数に改めます。条文に戻り、附則この条例は令和6年4月1日から施行します。ただし、第10条第44号の改正規定は令和7年4月1日から施行します。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第26号邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、公職選挙法

施行令の一部が改正され令和４年４月６日から施行されました。町長選挙及び町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関しましては、公職選挙法施行令に準じて規定をしているため改正をするものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。新旧対照表の改正後を御覧ください。３分の１ページ第４条第１項第２号アは、自動車の借入で１万６，１００円に、イは燃料代で７，７００円に改正するものでございます。３分の２ページ第８条の選挙運動用ビラの作成につきましては１枚当たりの作成単価を７円７３銭に改正、３分の３ページ第１１条の選挙運動用ポスターの作成につきましては１枚当たりの作成単価を５４１円３１銭に、企画費を１５万８，１２５円に改正するものでございます。条文に戻りまして、附則この条例は公布の時から施行することとしています。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第28 議案第27号 ） 、 （ 日程第29 議案第28号 ）
（ 日程第30 議案第29号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第２８議案第２７号邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止についてから、日程第３０議案第２９号邑南町堆肥化处理施設整備事業分担金徴収条例の廃止についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第２７号から議案第２９号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第２７号から議案第２９号は、条例の廃止について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第２７号邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例の廃止についてでございますが、これは目的を達成したことに伴う条例の廃止でございます。つぎに、議案第２８号邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止についてでございますが、これは空家等

対策の推進に関する特別措置法に基づく体制が整ったことに伴う条例の廃止でございます。つぎに、議案第 29 号 邑南町堆肥化処理施設整備事業分担金徴収条例の廃止についてでございますが、これは分担金の債権消滅による条例の廃止でございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議案第 27 号 邑南町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例及び邑南町移動通信用鉄塔施設整備減債基金条例を廃止する条例について御説明いたします。この条例は、従来行っておりました邑南町が事業主体となる移動通信用鉄塔施設整備事業において、受益者となる電気通信事業者から施設整備時に一括納付される負担金徴収する根拠となる条例及び徴収した負担金を積立て後年度の起債の償還への財源とするための基金を設置する根拠となる条例を廃止する条例です。近年、邑南町が事業主体となって移動通信用鉄塔施設整備事業を行う見込みがなくなり、負担金を徴収することなく基金の設置の必要がなくなったためこれらの条例を廃止するものです。なお、これらの条例は公布の日をもって廃止となります。以上、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第 28 号 邑南町空き家等の適正管理に関する条例の廃止について説明いたします。この度の廃止は、空家等対策の推進に関する特別措置法平成 26 年法律第 127 号施行以前から本条例を制定し空家の適正管理の事務処理をしておりましたが、邑南町空家等対策協議会の設置並びに邑南町空家等対策計画の策定など法に基づく事務処理体制が整ったため、本条例を廃止するものでございます。条文に戻り、附則この条例は公布の日から施行するとしております。以上、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 議案第29号邑南町堆肥化处理施設整備事業分担金徴収条例の廃止について御説明申し上げます。本条例は、邑南町堆肥化处理施設整備事業に要する費用の分担金の徴収に関し必要な事項を定めたものですが、最後に債務を負っていた茅場堆肥処理組合は、組合員が減少し堆肥化处理施設の利用もなく組合としての実態もなくなったため、令和4年6月定例会で債権放棄の議決をいただき令和5年2月に不納欠損の処理をしたところです。これをもって現存する債権はないため本条例を廃止するものです。条例の施行日は公布の日としています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第31 議案第30号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第31議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第30号の提案理由を御説明申し上げます。議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理でございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。この度の条例の制定は、地方自治法の一部改正により引用する法令等の条ずれに伴い関係条例をまとめて整理するための条例を制定するものでございます。邑南町監査委員条例の一部改正は、新旧対照表第6条の請求又は要求に基づく監査及び第11条の職員の賠償責任の決定等で、現行の第243条の2第3項を、改正後案ではそれぞれ第243条の2の7第3項に改めます。邑南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、新旧対照表第1条の主旨で現行の第243条の2第1項を、改正後案では第243条の2の7第1項、現行の第243条の2の2第3項を、改正後案では第243条の2の8第3項に改めます。第2条の損害賠償責任の一部免責で現行の第173条第1項第1号を、改正後案では第173条の4第1項第1号に改めます。条文に戻り、附則この条例は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

**●石橋議長（石橋純二）** 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第32 議案第31号 ） 、 （ 日程第33 議案第32号 ）
（ 日程第34 議案第33号 ） 、 （ 日程第35 議案第34号 ）
（ 日程第36 議案第35号 ） 、 （ 日程第37 議案第36号 ）
（ 日程第38 議案第37号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第32。議案第31号、指定管理者の指定についてから、日程第38。議案第37号、指定管理者の指定についてまでを、一括議題といたします。議案第31号から議案第37号につきまして、私、議長の石橋に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては、大屋副議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（ 議長退場並びに副議長議長席へ着席 ）

●大屋副議長（大屋光宏） 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が、その職務を行わさせていただきます。提出者

からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第31号から議案第37号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第31号から議案第37号は、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第31号石見デイサービスセンター。議案第32号邑南町高齢者ふれあいプラザ。議案第33号邑南町高齢者生活福祉センター。議案第34号ねんりん工房。議案第35号瑞穂東デイサービスセンター。議案第36号邑南町高齢者生きがい活動センター。議案第37号邑南町福祉用具リサイクルセンター、の指定管理者を社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては医療福祉政策課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議案第31号から議案第37号について、一括して御説明いたします。議案第31号の中野にあります石見デイサービスセンターは、在宅の高齢者や障がい者のデイサービスセンターとして使用する施設でございます。議案第32号の矢上にある邑南町高齢者ふれあいプラザは、高齢者の趣味活動、教養文化向上、健康増進等を図り要介護状態となることを防止することを目的とし、創作活動や生きがい活動を行う施設でございます。議案第33号の下口羽にあります邑南町高齢者生活福祉センターは、在宅の高齢者等のデイサービスセンター事業のほか、入所や訪問介護事業を一体的に行うことにより、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図る施設でございます。議案第34号の阿須那にありますねんりん工房は、高齢者の生きがい活動を推進し創作活動を行い介護予防を図るための施設でございます。議案第35号の高見にあります瑞穂東デイサービスセンターは、在宅の高齢者等のデイサービスセンターとして使用する施設であり、次の議案第36号及び議案第37号の施設と併設し、議案第36号の邑南町高齢者生きがい活動センターは、高齢者の健康及び福祉の向上に資するため介護予防事業の用に供する施設、議案第37

号の邑南町福祉用具リサイクルセンターは、福祉用具の清掃、消毒、保管等により、福祉用具の有効活用を図り、要介護者等の生活環境の向上、自立生活の支援を行う施設でございます。以上の、議案第31号から議案第37号の7施設につきましては、現行の指定管理者では、いずれも平成26年度より10年間にわたり社会福祉法人邑南町社会福祉協議会を指定管理者とし、その期間が令和6年3月31日をもって満了するところでございますが、これまでの管理運営状態は良好であり、蓄積された豊富なノウハウと良質なサービス提供により、今後も現行の指定管理者による効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから非公募とし、引き続き社会福祉法人邑南町社会福祉協議会を指定管理者として提案するものでございます。なお、いずれの施設も効率的な施設運営や利用ニーズ等を踏まえた事業の在り方を検討すべき時期であることから、現行期間より短縮し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を指定の期間としております。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●大屋議長（大屋光宏） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。ここで退場されております石橋議長の入場を求めます。これで議長としての職務を終了いたします。御協力ありがとうございました。

（大屋副議長は議長席を退席、石橋議長着席）

~~~~~○~~~~~

（日程第39 議案第38号）、（日程第40 議案第39号）  
（日程第41 議案第40号）

●石橋議長（石橋純二） 日程第39。議案第38号指定管理者の指定についてから、日程第41。議案第40号指定管理者の指定についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第38号から議案第40号の提案理由を御説明申し上げます。議案第38号から議案第40号は、指定管理者の指定について、議会の議決を

求めるものでございます。議案第38号、はあもにいはうす。議案第39号、ハートフルみずほ。議案第40号、瑞穂西デイサービスセンターの指定管理者を社会福祉法人おおなん福祉会に指定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、医療福祉政策課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原医療福祉政策課長。

○小笠原医療福祉政策課長（小笠原誠治） 議案第38号から議案第40号について、一括して御説明いたします。議案第38号のはあもにいはうす及び議案第39号のハートフルみずほは、いずれも障がい者や障がい児が能力や適性に応じた社会生活を営めるよう自立と社会参加を促進する施設であり、両施設とも下田所の同一施設に併設しています。議案第40号の上亀谷にあります瑞穂西デイサービスセンターは、在宅の高齢者等のデイサービスセンターとして使用する施設でございます。いずれの施設も現行の指定管理は平成26年度より10年間にわたり社会福祉法人おおなん福祉会を指定管理者とし、その期間が令和6年3月31日をもって満了するところでございますが、これまでの管理運営状態は良好であり蓄積されたノウハウと良質なサービス提供により、今後も現行の指定管理者による効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから非公募とし、引き続き社会福祉法人おおなん福祉会を指定管理者として提案するものでございます。なお、指定の期間は効率的な施設運営や利用ニーズ等を踏まえた事業の在り方を検討すべき時期でもあることから、現行期間より短縮し令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第42 議案第41号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第42。議案第41号指定管理者の指定についてを、議題といたします。議案第41号につきましては、中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので地方自治法第117条の規定により中村議員を除斥したいと

と思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、中村議員を除斥することと決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

（中村議員退場）

●石橋議長（石橋純二） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第41号の提案理由を御説明申し上げます。議案第41号は、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第41号はすみ交流センター及びはすみ温水プールの指定管理者を有限責任事業組合てごおする会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては産業支援課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 議案第41号はすみ交流センター及びはすみ温水プールの指定管理につきましては、2月16日庁議に諮り、指名による指定管理者の候補として有限責任事業組合てごおする会を選定し、本日提案させていただきくものでございます。当該施設は、これまでも有限責任事業組合てごおする会が指定管理を受けて運営してまいりました。管理方法を熟知した職員及び監視員が配置され安全対策にも充分配慮されており、指定期間を5年間として継続して指定するものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

た。ここで退場されております中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

~~~~~○~~~~~

( 日程第43 議案第42号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第43。議案第42号指定管理者の指定についてを議題といたします。議案第42号につきましては、鍵本議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により鍵本議員を除斥したいと思います。これに御異議はありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員を除斥することに決定をいたしました。鍵本議員の退場を求めます。

( 鍵本議員退場 )

●石橋議長（石橋純二） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第42号の提案理由を御説明申し上げます。議案第42号は、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第42号邑南町観光案内所、邑南町農林水産物直売・食材供給施設及び邑南町農産物処理加工施設の指定管理者を産直市みずほ企業組合に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、産業支援課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 白須産業支援課長。

**○白須産業支援課長（白須寿）** 議案第42号邑南町観光案内所、邑南町農林水産物直売・食材供給施設及び邑南町農産物処理加工施設の指定管理につきましては、2月16日庁議に諮り、指名による指定管理者の候補として産直市みずほ企業組合を選定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は、これまでも産直市みずほ企業組合が指定管理を受けて運営してまいりました。この間良好な経営状態にあると判断し、指定管理期間を1年間として継続して指定するものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

**●石橋議長（石橋純二）** 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。ここで、退場されております鍵本議員の入場を求めます。

（ 鍵本議員入場 ）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第44 議案第43号 ） 、 （ 日程第45 議案第44号 ）

（ 日程第46 議案第45号 ） 、 （ 日程第47 議案第46号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第44。議案第43号指定管理者の指定についてから、日程第47。議案第46号指定管理者の指定についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第43号から議案第46号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第43号から議案第46号は指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案第43号邑南町農作業準備休憩施設の指定管理者を上田平佐棚田保存会に指定しようとするものでございます。つぎに、議案第44号邑南町婦人若者等活動促進施設の指定管理者を農産加工はすみに指定しようとするものでございます。つぎに、議案第45号邑南町猪肉加工場の指定管理者を協同組合はすみ特産センターに指定しようとするものでございます。つぎに、議案第46号阿須那公民館戸河内分館の指定管理者を戸河内振興会に指定しようとするものでございます。以上、詳細に

つきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 議案第43号 邑南町農作業準備休憩施設の指定管理者につきましては、2月16日庁議に諮り指名による指定管理者の候補として上田平佐棚田保存会を選定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は邑南町上田にあり、これまでも上田平佐棚田保存会が指定管理を受けて運営してまいりました。この間施設の管理運営状況も良好であることから、引き続き指定期間を5年間として指定するための議決を求めるものでございます。議案第44号 邑南町婦人若者等活動促進施設の指定管理につきましては、2月16日庁議に諮り指名による指定管理者の候補として農産加工はすみを選定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は、邑南町阿須那にありこれまでも農産加工はすみが指定管理を受けて運営してまいりました。この間施設の管理運営状況も良好であることから、引き続き指定期間を5年間として指定するための議決を求めるものでございます。議案第45号 邑南町猪肉加工場の指定管理につきましては、2月16日庁議に諮り指名による指定管理者の候補として協同組合はすみ特産センターを選定し、本日提案させていただくものでございます。当該施設は邑南町下口羽にあり、これまでも協同組合はすみ特産センターが指定管理を受けて運営してまいりました。この間施設の管理状況も良好であることから、引き続き指定期間を5年間として指定するための議決を求めるものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第46号 阿須那公民館戸河内分館の指定管理者として、指名により戸河内振興会を選定し提案させていただくものです。戸河内振興会は、これまでも当該施設の管理を担い地域活動の拠点として機能させてきました。この管理状態が良好であると判断し、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間再び指定管理者とすることを提案させていただくものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第48 議案第47号 ） 、 （ 日程第49 議案第48号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第48。議案第47号町道路線の廃止についてから、日程第49。議案第48号町道路線の認定についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第47号及び議案第48号の提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第47号町道の路線の廃止についてでございますが、これは町道2路線を廃止しようとするものでございます。つぎに、議案第48号町道の路線の認定についてでございますが、これは新規に2路線を認定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては建設課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 議案第47号町道路線の廃止について御説明申し上げます。次のページの町道路線廃止調書を御覧ください。この度廃止するのは2路線で、終点変更に伴う廃止と新規路線認定に伴う廃止でございます。次のページの路線廃止位置図も併せて御覧ください。整理番号1でございます。2級町道の山根谷線は、起点日和1769番地から日和1794番地までの路線延長2,487.43メートルでございます。整理番号2でございます。その他町道の山根谷線は、日和1769番地から終点日和1794番地までの路線延長1,362.43メートルでございます。以上、道路法第10条第1項の規定により町道の路線を廃止したいので、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第48号町道路線の認定について

御説明申し上げます。次のページの町道路線認定調書を御覧ください。この度認定する路線は2路線で、県道移管に伴う認定と起点変更に伴う認定でございます。次のページとその次のページの路線認定位置図も合わせて御覧ください。整理番号1でございます。矢上日和線は、起点矢上1938番地先から終点日和966番1地先までの路線延長5,854メートルを認定するものでございます。整理番号2でございます。山根谷線は、起点日和1469番4地先から終点日和1794番地先までの路線延長1,630.7メートルを認定するものでございます。以上、道路法第8条第1項の規定により町道の路線を認定したいので、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第50 議案第49号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第50。議案第49号権利の放棄についてを議題いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第49号の提案理由を御説明申し上げます。議案第49号権利の放棄についてでございますが、これは過年度分いこいの村・香木の森納付金の確定によるものでございます。以上、詳細につきましては産業支援課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 議案第49号権利の放棄について御説明申し上げます。放棄する債権の名称は、過年度分いこいの村・香木の森納付金で、債務者は株式会

社雲海で放棄する債権額は８１４万２，２２８円です。放棄する理由ですが、令和３年８月６日から進められてきた株式会社雲海の破産手続が完了し、令和６年１月１５日に手続終結の公告がありました。邑南町に対する配当は令和５年１２月１２日に振り込まれその額は、債権届額１，２００万円に対し、３８５万７，７７２円だったため、差額の８１４万２，２２８円について債権の放棄をしようとするものです。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後２時３５分とさせていただきます。

—— 午後 ２時 ２２分 休憩 ——

—— 午後 ２時 ３５分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第５１ 議案第５０号 ） 、 （ 日程第５２ 議案第５１号 ）  
（ 日程第５３ 議案第５２号 ） 、 （ 日程第５４ 議案第５３号 ）  
（ 日程第５５ 議案第５４号 ） 、 （ 日程第５６ 議案第５５号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第５１。議案第５０号令和５年度邑南町一般会計補正予算第１３号についてから、日程第５６。議案第５５号令和５年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第４号についてまでを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第５０号から議案第５５号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第５０号令和５年度邑南町一般会計補正予算第１３号は、歳入歳出それぞれ７９５万９，０００円を減額するものでございます。つぎに、議案第５１号令和５年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第５号は、歳入歳出それぞれ４１４万３，０００円を減額するものでございます。つぎに、議案第５２号令和５年度邑

南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ320万円を減額するものでございます。つぎに、議案第53号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額するものでございます。つぎに、議案第54号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ3,136万8,000円を減額するものでございます。つぎに、議案第55号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1,768万3,000円を追加するものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議案第50号令和5年度邑南町一般会計補正予算第13号について説明をします。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ795万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を162億1,166万5,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。第2条の繰越明許の補正は、6ページから7ページの第2表繰越明許補正のとおりです。年度内執行が困難なものなどについて翌年度への予算の繰越の設定を行うものです。金額はそれぞれ限度額です。主なものですが、2款総務費1項総務管理費、事業名道の駅瑞穂整備事業、小さな拠点づくりモデル地区推進事業費、脱炭素先行地域づくり事業費、4款衛生費1項保健衛生費、事業名病院費は、今年度予定していた事業の達成が困難になったため繰越の限度額を設定するものです。このほかの事業についても同様に今年度予定していた事業の達成が困難なため、繰越限度額を設定するものです。追加分が11億4,313万8,000円で、繰越明許費合計額は31億7,416万8,000円となります。第3条の地方債の追加及び変更は、8ページの第3表地方債補正のとおりです。追加分は急傾斜地崩壊防止対策事業債で、限度額を320万円とするものです。変更分は、過疎地域自立促進特別事業債は710万円追加の1億7,540万円、病院設備整備事業債は1,750万円追加の12億750万円、観光施設整備事業債は10万円減額の2,940万円、公営住宅建設事業債は250万円減額の9,020万円、消防車両整備事業債は270万円減額の1,390万円、給食センター整備事業債は190万円減額の2,180万円、学校施設整備事業債は80万円減額の17億3,700万円とするものです。変更分合計の限度額は、補正前の限度額32

億5,860万円から1,660万円追加して、32億7,520万円となり、これにより地方債の限度額の合計を、補正前の限度額37億6,460万1,000円から1,980万円追加して、37億8,440万1,000円とするものです。補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。予算に関する説明書の4ページ5ページをお開きください。歳入です。1款町税1項町民税は、個人所得の増や事業所の収益増により2,522万9,000円を追加するものです。2項固定資産税1目固定資産税は、令和5年3月に償却資産の取得額の大幅な修正申告があり、これにより当初見込額から2,883万2,000円を減額するものです。6ページ7ページをお開きください。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、普通交付税で国の補正予算により臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費の創設などにより、5,960万5,000円を追加するものです。12款分担金及び負担金1項分担金6目農林水産業費分担金は、農地有効利用支援整備事業分担金を247万5,000円減額、過年度中山間地域総合整備事業分担金を992万5,000円追加で、合わせて745万円を追加するものです。8ページ9ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、地方創生推進交付金を610万円減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を404万4,000円減額などで、合わせて1,000万4,000円を減額するものです。10ページ11ページをお開きください。15款県支出金2項県補助金6目農林水産業費県補助金は、交付額確定に伴い中山間地域等直接支払制度事業費補助金を427万7,000円減額、農地有効利用支援整備事業費補助金を247万5,000円減額、多面的機能支払事業補助金を504万3,000円減額などで、合わせて1,669万5,000円を減額するものです。12ページ、13ページをお開きください。17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金で300万円を追加するものです。14ページ15ページをお開きください。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1,956万4,000円を減額するものです。基金繰入金全体額では、4,267万8,000円減額の5億9,273万4,000円とするものです。16ページ17ページをお開きください。20款諸収入5項雑入2目雑入6節雑入は、過年度分いこいの村・香木の森納付金などで、420万1,000円を追加するものです。21款町債は、第3表地方債補正で説明のとおりでございます。20ページ21ページをお開きください。歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費002一般管理費03財政調整基金管理費は、積立金1億2,403万4,000円を追加するものです。これにより、年度末残高予算は9億2,162万7,000円となります。16減債基金管理費は、普通交付税に創設された臨時財政対策債償還基金費全額を令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債償還額に充てるため、減債基金への積立金2,64

1万2,000円を追加するものです。24まち・ひと・しごと創生基金管理費は、企業版ふるさと納税寄附金受領に伴う基金積立金300万円を追加するものです。22ページ23ページをお開きください。11目情報制作費014DX推進費02DX外部人材サポート事業費は、地域おこし協力隊着任無し及びDX推進アドバイザー契約額確定により1,073万6,000円を減額するものです。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の001戸籍住民基本台帳費02邑智郡総合事務組合負担金、情報システム課は来年度負担となるため1,059万6,000円を減額するものです。24ページ25ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は実績により、036電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費400万5,000円を減額するものです。26ページ27ページをお開きください。6目障害者福祉費006地域生活支援事業費04相談支援事業費は、障害者相談支援事業委託料の消費税修正申告による消費税及び延滞税相当額を補償金として法人へ支払うため、119万8,000円を追加するものです。32ページ33ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費8目病院費001病院費は、スプリンクラー設置工事の進捗率が低く出来高が下がるため邑智病院に入る国庫補助金が減額となり、その影響で3町の負担金が増額となることにより1,749万5,000円を追加するものです。2項清掃費1目廃棄物処理費001廃棄物処理費02邑智郡総合事務組合負担金、し尿・ごみ処理は、国の電気料に係る軽減措置が延長されたことなどにより557万3,000円を減額するものです。34ページ35ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費003中山間地域等直接支払事業費02中山間地域等直接支払事業交付金は、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算の加算において予算調整が行われ、交付率が全国統一で76.2%となったことにより552万8,000円を減額するものです。005多目的機能支払事業費02多目的機能支払事業交付金は、交付対象農地及び長寿命化の交付額の確定により660万8,000円を減額するものです。36ページ37ページをお開きください。2項林業費2目林業振興費の003町行造林事業費は、事業地の変更に伴い1,123万2,000円を減額するものです。018邑南町森林環境保全対策基金活用事業は、事業実績により1,827万4,000円を減額などによるものです。40ページ41ページをお開きください。8款土木費4項住宅費3目住宅政策費003賃貸住宅建設補助事業は、実績により800万円を減額するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○秋田町民課長（秋田敏子）** 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第51号令和5年度呂南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,485万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、滞納繰越分の収入見込みの増に伴いまして479万8,000円の追加でございます。4款国庫支出金2項国庫補助金8目社会保障税番号制度システム整備費補助金でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業補助金の確定に伴いまして3万7,000円の追加でございます。5款県支出金2項県補助金2目県給付費等交付金2節特別交付金でございますが、保険者努力支援交付金交付決定に伴いまして1,000円の減額でございます。つぎに、9款繰入金1項基金繰入金1目国民健康保険事業基金繰入金でございますが、国民健康保険税滞納繰越分及び延滞金の収入増、国庫補助金及び県補助金の増減に伴いまして基金の取崩を611万3,000円減額するものでございます。つぎに、同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、邑智郡総合事務組合負担金の減額に伴いまして414万3,000円を減額するものでございます。つぎに、11款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金でございますが、収入見込みの増に伴いまして127万9,000円の追加でございます。つづきまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目国民健康保険事業一般管理費でございますが、邑智郡総合事務組合負担金の変更に伴いまして414万3,000円を減額するものでございます。つづきまして、議案第52号令和5年度呂南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,545万5,000円とするものでございます。この度の補正は、歳入歳出ともに事業実績によるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款診療収入2項外来収入は4か所の診療所合わせまして112万円の減額、同款3項その他の診療収入は6万3,000円の減額でございます。つぎに、3款使用料及び手数料2項手数料1目文書料は4万4,000円の減額でございます。つぎに、5款県支出金1項県補助金でございますが、へき地医療対策費補助金の認定基準変更のため令和5年度より井原診療所と矢上診療所が補助対象となりました。井原診療所・矢上診療所補填分合わせまして1,007



万8,000円の追加でございます。つぎに、8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、4か所の診療所の運営費補填分を合わせまして1,207万7,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、先ほど御説明いたしましたへき地医療対策費補助金の追加によるものでございます。つぎに、10款諸収入2項受託事業収入1目特定健康診査等受託料は、56万6,000円の追加、3目予防接種等受託料は54万4,000円の減額、5目その他受託料は3万3,000円の減額でございます。つぎに、同款3項雑入4目雑入でございますが、矢上診療所におきまして医大研修生の実習を受け入れたためその謝金などによりまして3万7,000円の追加でございます。つづきまして歳出でございます。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費でございますが、矢上診療所における医療事務の派遣日数の実績に伴いまして、90万円を減額するものでございます。つぎに、2款医業費1項医業費3目医療用衛生材料費でございますが、阿須那・井原・矢上診療所の薬品や診療材料等の使用実績に基づきまして230万円を減額するものでございます。つづきまして、議案第53号令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,092万円とするものでございます。この度の補正は邑智郡総合事務組合の負担金の変更に伴うものでございます。詳細につきましては予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。5款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金を13万9,000円減額するものでございます。つづきまして、歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目後期高齢者医療事業一般管理費につきまして、邑智郡総合事務組合情報システム課負担金といたしまして13万9,000円を減額するものでございます。以上、3会計につきましてそれぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○沖野水道課長（沖野弘輝）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、沖野水道課長。

**○沖野水道課長（沖野弘輝）** 議案第54号、令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号について説明いたします。第1条歳入歳出予算の補正でございますが歳入歳出それぞれ3,136万8,000円を減額し、ここで説明資料に訂正がございます。説明資料では、ここから予算の総額を歳入歳出それぞれ10億776万7,000円としておりましたが、正しくは予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,639万9,

000円となります。説明資料は訂正をいたします。詳細につきまして、予算に関する説明書で説明いたします。歳入1款1項分担金は、加入件数の増加により5万円の追加です。6款2項他会計繰入金は、分担金、委託料、工事請負費の変更により678万7,000円の減額。そしてここでも説明資料に訂正ございまして、ここからの1文8款諸収入1項雑入1目雑入は、事業の変更により678万7,000円の減額ですのところは誤りですので削除となります。ここまでの2か所の訂正につきましては、後ほど差し替えをさせていただきたいというふうに思っております。大変失礼いたしました。続けます。8款1項雑入は、支障移転工事浜田作木線高見橋工事の中止、田所国府線桜屋橋工事の変更に伴い1,253万1,000円の減額です。9款1項町債は、事業費の変更に伴い1,210万円の減額です。続いて歳出です。1款1項清掃費は、浄化槽市町村整備推進事業費の変更に伴い1,237万6,000円の減額です。2款1項農業費は、浜田作木線高見橋工事の中止、田所国府線桜屋橋工事の事業費の変更、農業集落排水施設機器改修事業費の変更により1,514万2,000円の減額です。3款1項下水道費は、事務業務委託料の変更により385万円の減額です。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○柳川情報みらい創造課長（柳川修司）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、柳川情報みらい創造課長。

**○柳川情報みらい創造課長（柳川修司）** 議案第55号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について御説明いたします。第1条歳入歳出予算の補正でございますが歳入歳出それぞれ1,768万3,000円を追加し、予算の総額を5億9,431万9,000円とするものでございます。つづきまして、第2条繰越明許費でございますが2款電気通信事業費1項情報通信時業費は、加入者向けネットワーク整備事業費を1億8,939万8,000円を限度に翌年度に繰り越すものです。理由は、半導体の流通不足等により資材の調達が困難なためです。それでは、補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。まず、歳入を御説明いたします。8款諸収入1項雑入1目雑入は、電気通信事業特別会計で行った事業により、今年度申告分の消費税に対し還付金が生じたため1,768万3,000円を追加するものでございます。つぎに、歳出でございます。3款基金積立金1項基金積立金1目電気通信事業基金積立金は、先ほど歳入で申し上げました消費税の還付金を電気通信事業基金に積み立てるため、歳入と同額の1,768万3,000円を追加するものでござい

ます。以上、令和５年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第４号につきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第57 議案第56号 ） 、 （ 日程第58 議案第57号 ）
（ 日程第59 議案第58号 ） 、 （ 日程第60 議案第59号 ）
（ 日程第61 議案第60号 ） 、 （ 日程第62 議案第61号 ）
（ 日程第63 議案第62号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第５７。議案第５６号令和６年度邑南町一般会計予算についてから、日程第６３。議案第６２号令和６年度邑南町下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第５６号から議案第６２号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第５６号令和６年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ１５９億５，１００万円とするものでございます。つぎに、議案第５７号令和６年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１２億９，３００万円とするものでございます。つぎに、議案第５８号令和６年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１億３，８５０万円とするものでございます。つぎに、議案第５９号令和６年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ４億１，２００万円とするものでございます。つぎに、議案第６０号令和６年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ５億２，１００万円とするものでございます。つぎに、議案第６１号令和６年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額４億２万８，０００円、支出総額３億９，４９４万１，０００円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額４億６，９２１万３，０００円、支出総額６億４，４２６万９，０００円を見込み計上し、

収入不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものでございます。つぎに、議案第62号令和6年度邑南町下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額7億7,413万4,000円、支出同額7億7,413万4,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額4億8,357万6,000円、支出総額6億9,122万8,000円を見込み計上し、収入不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第56号令和6年度邑南と湯一般会計予算について説明します。予算書の1ページ第1条の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ159億5,100万円に定めるものです。前年度より2,000万円の減としています。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算に記載しています。第2条の債務負担行為については、7ページの第2表債務負担行為に記載しています。7ページをお開きください。第3次邑南町総合振興計画策定事業費は、令和7年度において706万6,000円を、企業版ふるさと納税支援業務委託費は、令和6年度から7年度において、企業版ふるさと納税支援業務に係る委託契約で定める費用の額を、町議会議員選挙費は令和6年度から7年度において550万円を、創業等信用保証料補助金は令和6年度から7年度において562万8,000円を、令和7年度地域おこし協力隊員設置費は令和7年度において1億3,908万4,000円を限度額に、債務負担行為として定めるものです。1ページに戻ってください。第3条の地方債ですが8ページの第3表地方債に記載しています。8ページ9ページをお開きください。主なものですが、過疎地域自立促進特別事業債いわゆる過疎ソフトは前年度より520万円減の1億6,310万円を計上し、病院費など17事業の財源としています。道の駅瑞穂整備事業債は、前年度より8億6,170万円増の13億7,270万円を計上しています。病院設備整備事業債は、邑智病院建設改良費繰出金の財源とするため、前年度より6億2,930万円減の5億6,070万円を計上しています。学校施設整備事業債は石見中学校建設事業などの財源とするため、前年度より10億8,720万円減の6億5,800万円を計上しています。臨時財政対策債は前年度より1,650万9,000円減の、873万8,000円を計上しています。臨時財政対策債は、発行を抑えて交付税を増額する国の方針により国全体で対前年度比

54. 3%減となっており、それを反映し計上しています。地方債合計額は前年度より6億8,590万9,000円減の、34億6,103万8,000円を計上しています。1ページに戻ってください。第4条の一時借入金ですが、限度額を昨年度と同額の50億円としています。これは、大型事業に伴う支出が集中する時期の資金不足を解消するためです。第5条の歳出予算の流用ですが、議決費目になる款及び項を超える流用については人件費のみ同一款内での流用を認めることとしています。予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページ5ページをお開きください。歳入です。1款の町税は6ページ7ページの4項市町村たばこ税までです。町税全体では前年度より6,152万7,000円減の、10億5,954万4,000円となります。減額の要因は、定額減税によるもの、固定資産税の評価額の減少によるものです。6ページ7ページの2款地方譲与税から10ページ11ページの9款地方特例交付金までは、国の地方財政計画などを参考に計上しています。9款1項地方特例交付金については、町民税所得割の定額減税分の補填を加味し計上しています。10款地方交付税1項地方交付税は前年度より2億744万7,000円増の、61億745万3,000円を計上しています。国の地方財政計画では、所得税の定額減税の影響により地方交付税の原資となる国税収入が7,620億円減収する見込みですが、前年度からの繰越金及び自然増収による地方交付税法定率分の増1兆1,982億円により対応されることから、地方交付税も1.7%増が見込まれています。邑南町においては国や県から示されている資料により推計し、普通交付税は前年度より1億5,942万9,000円増の54億435万1,000円、特別交付税は4,801万8,000円増の7億310万2,000円を計上しています。16ページから19ページの14款国庫支出金1項国庫負担金は、前年度より1,335万5,000円減の5億9,001万円を計上しています。18ページから21ページの2項国庫補助金は、前年度より2億8,014万9,000円増の12億2,477万7,000円を計上しています。増額の要因は、2目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の空き家対策総合支援事業費補助金が1,650万円の皆増、地域脱炭素移行再エネ推進交付金が1億4,083万4,000円増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が3,888万4,000円の皆増、デジタル基盤改革支援補助金が8,170万8,000円の皆増などによるものです。22ページから25ページの15款県支出金1項県負担金は、前年度より1億8,018万6,000円増の7億7,000万7,000円を計上しています。増額の要因は、2目総務費県負担金1節総務管理費負担金の道の駅瑞穂整備事業費負担金が、前年度より2億884万円の増などによるものです。34ページ35ページをお開きください。17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金2節ふるさと寄附金は、前年度と同額の2億円を計上しています。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、予

算編成に当たり、道路維持費、施設の除却に係る事業費、邑南町施行20周年に係る事業費、各種計画策定費、人件費の増額、人件費に係る委託料の増額など必要な事業を行うために不足する財源を確保するため、前年度より3,249万1,000円増の1億4,620万8,000円を繰り入れるものです。これにより、年度末残高予算は7億7,547万7,000円となります。2目減債基金繰入金については、令和6年度起債償還分として1億8,602万4,000円を繰り入れるものです。11目まちづくり推進基金繰入金は、道の駅瑞穂整備事業の財源に充てるため8,316万5,000円を繰り入れるものです。36ページ37ページをお開きください。15目ふるさと基金繰入金は、ふるさと基金事業と基金を活用した33事業の財源に充てるため1億8,781万円を繰り入れるものです。27目日本一の子育て村推進基金繰入金は、おおなん子どもチャレンジ事業費、石見中学校改築付帯事業費などの財源に充てるため、3,453万3,000円を繰り入れるものです。28目邑南町森林環境保全対策基金繰入金は邑南町森林環境保全対策基金活用事業などを実施するため、8,307万1,000円を繰り入れるものです。44ページから47ページの21款町債1項町債は、第3表地方債で説明したとおりです。48ページ49ページをお開きください。歳出です。48ページから53ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、前年度より2,305万8,000円減の、8億5,004万5,000円を計上しています。減額の要因は、002一般管理費18ふるさと基金事業費が制度改正に伴い、前年度より2,196万7,000円の減などによるものです。56ページから63ページの6目企画費は、前年度より12億5,709万7,000円増の26億3,285万円を計上しています。増額の要因は、020道の駅瑞穂整備事業が前年度より11億7,940万1,000円増、042脱炭素先行地域づくり事業費が前年度より5,304万円増などによるものです。62ページ63ページの8目地域振興及び人口定住対策費は、前年度より1,887万円増の、5,247万3,000円を計上しています。増額の要因は、011地域運営組織設立推進事業費2,262万7,000円の皆増によるものです。70ページ71ページの2項徴税費2目賦課徴収費は、前年度より1,360万6,000円増の、4,445万9,000円を計上しています。増額の要因は、001賦課徴収費02邑智郡総合事務組合負担金情報システム課が前年度より1,069万円の増などによるものです。72ページ73ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、前年度より2,427万4,000円増の、1億2,197万1,000円を計上しています。増額の要因は001戸籍住民基本台帳費02邑智郡総合事務組合負担金情報システム課が前年度より1,314万7,000円の増などによるものです。4項選挙費1目選挙管理委員会費は、前年度より1,193万2,000円増の、2,113万7,000円を計上しています。増額の要因は、

001選挙管理委員会費02邑智郡総合事務組合負担金情報システム課が1,192万1,000円の増などです。78ページから81ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、前年度より814万7,000円増の、3億291万3,000円を計上しています。増額の要因は、001社会福祉総務費07邑智郡総合事務組合負担金情報システム課が前年度より1,898万3,000円の増などによるものです。

82ページ83ページの5目国民年金事務費は、前年度より1,006万4,000円増の、2,527万7,000円を計上しています。増額の要因は、001国民年金事務費02邑智郡総合事務組合負担金情報システム課が、前年度より1,192万1,000円の増によるものです。86ページ87ページをお開きください。7目介護保険事業費は、前年度より5,460万3,000円増の、3億7,697万9,000円を計上しています。この増額の要因は、001介護保険事業費04邑智郡総合事務組合負担金介護保険課が介護保険システムの標準化などで、前年度より5,462万円の増によるものです。88ページから91ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、前年度より2,438万9,000円増の、1億5,737万6,000円を計上しています。増額の要因は、006児童手当費が前年度より1,706万円の増、007子ども子育て支援事業費、02子ども・子育て支援事業計画策定費が、前年度より615万9,000円の増などによるものです。90ページから93ページの2目児童福祉措置費は、前年度より1,052万9,000円増の6億2,775万1,000円を計上しています。増額の要因は、001保育所措置費03民間保育所運営対策事業補助費が児童数減少のため、1,327万1,000円の増などによるものです。96ページから99ページの4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費は、前年度より1,095万7,000円増の、5,322万9,000円を計上しています。増額の要因は、002子ども等医療費が前年度より782万5,000円の増、009出産子育て応援事業費が196万5,000円の増などによるものです。102ページ103ページをお開きください。8目病院費は、前年度より6億4,760万8,000円減の、8億7,496万2,000円を計上しています。減額の要因は、邑智病院本館建替え事業の建設改良負担金の減額によるものです。2項清掃費1目廃棄物処理費は、前年度より2,633万2,000円増の、2億6,999万1,000円を計上しています。増額の要因は、001廃棄物処理費02邑智郡総合事務組合負担金し尿ごみ処理が前年度より2,633万7,000円の増によるものです。106ページから111ページの6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、前年度より825万5,000円増の、6億3,053万1,000円を計上しています。増額の要因は、001邑南町農林総合事業費16スマート農業導入モデル実証事業費が150万円の皆増、17電動農機具普及促進事業費が100万円の皆増、19邑南町農林総合事業費（重点交付金）が722

万4,000円の皆増、20いりどりある直売所づくり支援事業費（重点交付金）が127万円の皆増などによるものです。116ページから119ページの2項林業費2目林業振興費は、前年度より2,541万3,000円増の、2億9,044万3,000円を計上しています。増額の要因は、008林業担い手育成確保支援事業費が528万7,000円の増、017邑南町森林環境保全対策基金管理費が1,885万5,000円の増、019木質バイオマス供給施設整備事業費が1,980万円の皆増などによるものです。122ページから127ページの7款商工費1項商工費3目観光費は、前年度より1億2,784万9,000円増の、2億2,058万7,000円を計上しています。増額の要因は、037いわみ温泉活用施設等改修事業費が1億3,759万9,000円の皆増などによるものです。128ページ129ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費は、前年度より4,681万8,000円増の、2億3,012万3,000円を計上しています。増額の要因は、002道路維持費が前年度より2,901万6,000円の増、003除雪費が1,850万円の増などによるものです。130ページ131ページをお開きください。3目道路新設改良費は、前年度より9,984万8,000円増の、3億4,334万5,000円を計上しています。増額の要因は001道路新設改良費高見宇都井線が前年度より2,191万7,000円の増、005道路新設改良費片田善教寺原線が前年度より1,179万6,000円の増、008道路新設改良費石見中央線交通安全対策が前年度より1,903万4,000円の増、047緊急自然災害防止対策事業費町道川下線が2,005万円の皆増、051道路安全対策事業費町道石見南線が2,210万9,000円の皆増などによるものです。132ページ133ページをお開きください。3項河川費4目河川等災害関連費は、前年度より2,951万2,000円増の、3,347万2,000円を計上しています。増額の要因は、001緊急自然災害防止対策事業費河川によるものです。132ページから135ページの4項住宅費1目住宅管理費は、前年度より5,066万1,000円増の、1億3,404万7,000円を計上しています。増額の要因は、001住宅管理総務費02邑智郡総合事務組合負担金情報システム課が前年度より1,192万1,000円の増、003既設公営住宅ストック改善事業費が前年度より981万9,000円の増、007公営住宅解体事業費が2,258万円の皆増などによるものです。136ページ137ページをお開きください。9款消防費1項消防費1目常備消防費は、前年度より1,570万円増の、3億6,220万3,000円を計上しています。増額の要因は、001常備消防費01江津邑智消防組合負担金で、高機能消防指令センター更新事業などによるものです。138ページ139ページをお開きください。3目消防設備費は、前年度より1,223万6,000円増の、3,477万6,000円を計上しています。増額の要因は、001消防

備品管理費が91万3,000円の皆増、006消防車整備費が前年度より1,124万7,000円の増などによるものです。144ページから147ページの10款教育費1項教育総務費5目学校給食費は、前年度より1,517万円増の、1億6,419万6,000円を計上しています。増額の要因は、001学校給食費03学校給食費重点交付金が238万2,000円の皆増、003給食センター改修事業が1,203万9,000円の皆増、004給食車購入事業費が890万円の皆増などによるものです。146ページから149ページの2項小学校費1目学校管理費は、前年度より1,521万5,000円増の、1億3,315万2,000円を計上しています。増額の要因は、001小学校総務費04小学校教科書改選指導書等整備事業費が前年度より1,508万7,000円の増などによるものです。150ページ151ページの3目学校建設費は前年度より1,145万8,000円増の9,410万8,000円を計上しています。増額の要因は、029小学校施設衛生環境改善事業費が前年度より2,302万8,000円の皆増、032小学校防犯設備整備事業費が1,007万1,000円の皆増などによるものです。154ページ155ページをお開きください。3項中学校費3目学校建設費は、前年度より12億4,282万円減の、8億873万6,000円を計上しています。減額の要因は、018石見中学校建設事業費が前年度より12億5,068万円の減によるものです。158ページから161ページの4項社会教育費2目公民館費は、前年度より2,010万1,000円増の2億4,544万6,000円を計上しています。増額の要因は、006公民館改修事業費が前年度より2,464万4,000円の増、015公民館整備事業、01田所公民館蓄電池整備事業費が1,023万円の皆増などによるものです。168ページ169ページをお開きください。98款予備費は、前年度同様3,000万円を計上しています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第57号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,300万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして2,700万円の減額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款1項国民健康保険税でござい

ますが、総額1億2,822万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして3,091万6,000円の減額を見込んでおります。これは、加入世帯数及び被保険者数の減少及び税率引き下げによるものでございます。次に、5款県支出金2項県補助金でございます。2目保険給付費等交付金は9億8,613万2,000円で、前年度と比較いたしまして2,422万3,000円の減額でございます。この内訳でございますが1節普通交付金が9億4,333万9,000円で、2,279万4,000円の減額でございます。これは町が保険者として支払う7割相当部分の療養の給付などの補填分でございます。2節特別交付金は4,279万3,000円で、前年度と比較いたしまして142万9,000円の減額でございます。つぎに、9款繰入金1項基金繰入金は、5,166万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして、4,284万8,000円の増額でございます。この要因といたしましては、被保険者数の減少及び税率引き下げにより国民健康保険税収入が減となっておりますが、島根県に納める国民健康保険事業費納付金が増額となっているため、その補填をするためでございます。つぎに、同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金ですが、1節保険基盤安定繰入金が4,244万4,000円、2節一般会計繰入金が8,435万7,000円としています。続きまして、歳出でございます。はじめに1款総務費1項総務管理費でございますが5,731万5,000円で、前年度と比較いたしまして523万6,000円の減額でございます。これは邑智郡総合事務組合負担金や職員給与費の減が主な要因でございます。つぎに、同款2項徴収費でございますが、賦課徴収にかかる経費といたしまして145万円を計上いたしております。つぎに、2款保険給付費1項療養諸費につきましては合計8億706万2,000円で、前年度と比較いたしまして2,017万5,000円の減額でございます。つぎに、同款2項高額療養費でございますが合計1億3,597万7,000円で、前年度と比較いたしまして260万9,000円の減額でございます。つぎに、5款保健事業費1項保健事業費でございますが、国保ヘルスアップ事業分として71万1,000円、同款2項特定健康診査等事業費は1,270万1,000円を計上しております。つぎに、9款諸支出金3項繰出金でございますが、特別調整交付金に直営診療所運営費分が算入されておりますので、その額424万6,000円を直営診療所事業特別会計に繰り出すものでございます。つぎに、12款国民健康保険事業費納付金でございます。この納付金は島根県に納めるものでございまして、県では県全体の保険給付費を推計し、その推計額から国庫負担金等県の歳入となる公費を控除して納付金算定基礎額を算出いたします。この基礎額に県内各市町村の医療費水準や所得水準等に基づき案分した額が、国民健康保険事業費納付金として市町村に請求されることとなります。1項医療給付費分が、1億8,100万2,000円、2項後期高齢者支援金等分が、6,550万4,000円、3項介護納付金分が1,9

19万7,000円でございます。町が県に納める国民健康保険事業費納付金の総額は、2億6,570万3,000円でございます。これは、前年度と比較いたしまして541万8,000円の増額でございます。つぎに、98款予備費といたしまして、359万5,000円の計上でございます。つづきまして、議案第58号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,850万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして400万円の増額でございます。第2条地方債でございますが、第2表地方債に記載をしております。診療所事務機器整備事業債を840万円計上し、矢上診療所の電子カルテシステム更新事業の財源としております。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款診療収入2項外来収入でございますが、4か所の診療所の総額を3,930万9,000円と見込んでおります。つぎに、5款県支出金1項県補助金でございます。へき地医療対策費補助金の認定基準変更のため、令和5年度より矢上診療所と井原診療所が補助対象となりました。2診療所合わせまして1,007万8,000円を計上しています。つぎに、7款1項町債でございます。診療所事務機器整備事業債を840万円計上し、矢上診療所の電子カルテシステム更新事業の財源としております。つぎに、8款繰入金1項他会計繰入金でございます。4か所の診療所運営費補填分といたしまして4,632万3,000円、市町村債償還金分といたしまして2,240万5,000円、合計6,872万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、1,360万1,000円の減額でございます。先ほど御説明いたしました矢上診療所と井原診療所がへき地医療対策費補助金の対象となったことが主な要因でございます。つぎに、同款3項事業勘定繰入金でございますが、へき地診療所の阿須那及び日貫診療所の運営費補填分が特別調整交付金として国保会計に算入されますので、その額の424万6,000円を計上しております。次に、10款諸収入2項受託事業収入は合計636万2,000円を計上しております。つづきまして、歳出でございます。はじめに、1款総務費1項施設管理費でございますが、4か所の診療所の総額は9,140万5,000円で、前年度と比較いたしまして379万9,000円の減額でございます。この主な要因といたしましては、矢上診療所職員給与費による減でございます。つぎに、2款1項医業費でございますが、4か所の診療所の総額は1,532万2,000円で、前年度と比較いたしまして82万3,000円の減でございます。つぎに、3款1項施設整備費でございますが、矢上診療所の電子カルテシステム更新のため847万円を計上しております。つぎに、4款1項公債費でございますが、町債償還金の元金及び利子分を合わせまして2,240万5,000円を計上しております。98款予備費といたしまして、89万8,000円の計上でございます。つづきまして、議案第

59号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億1,200万円と定めるものでございます。詳細につきましては予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに、歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので1億4,922万円でございます。前年度と比較いたしまして、1,696万9,000円の増額でございます。つぎに、5款繰入金1項一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及び療養給付費負担金繰入金合わせまして、2億6,273万9,000円でございます。前年度と比較いたしまして2,152万2,000円の増額でございます。要因といたしましては、団塊の世代の後期高齢者医療への移行及び邑智郡総合事務組合負担金が増額となっていることでございます。つづきまして、歳出でございます。1款総務費1項総務管理費でございますが、2,182万2,000円でございます。前年度と比較いたしまして1,191万8,000円の増額となっており、主な要因といたしましては邑智郡総合事務組合負担金の増額によるものでございます。つぎに、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合負担金でございます。1目の保険料等負担金は2億1,229万5,000円で、内訳につきましては保険料負担金が1億4,922万円、低所得者等の保険料軽減分として公費で補填をされる保険基盤安定負担金が6,307万5,000円でございます。2目療養給付費負担金は1億7,629万6,000円で、これは広域連合が現役並み所得者以外の被保険者に係る療養の給付等に要する費用を令和4年度の実績に基づく案分率により、市町村別負担金として請求するものでございます。同額を一般会計より繰り入れております。98款予備費といたしまして、98万5,000円の計上でございます。以上、3会計につきましてそれぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議案第60号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、御説明いたします。第1条、予算の総額は歳入歳出それぞれ5億2,100万円と定めるものでございます。第2条、地方債は情報基盤整備事業の財源として充当するため借り入れるものです。それでは、予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。はじめに歳入から御説明いたします。1款分担

金及び負担金 2 項負担金 1 目情報通信施設負担金でございますが、新規加入者を 30 件引き込み工事を 38 か所と見込み 290 万 2,000 円としております。つぎに、2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目情報通信施設使用料でございますが、テレビの基本チャンネル利用料及び I P 電話利用料の改正に伴い、基本チャンネル利用料は減額、I P 電話使用料は増額となっております。また、インターネット利用世帯は増加すると見込んでおりますが、NHK 受信料の料金改定に伴い団体一括徴収の減額を見込み、情報通信施設使用料は 874 万 6,000 円の減額でございます。6 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金 1 目電気通信事業基金繰入金が 962 万 3,000 円、2 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入 2,739 万 5,000 円としております。8 款諸収入は、NHK 団体一括手数料等で 378 万 9,000 円としております。9 款町債は、情報基盤整備事業の財源として見込んでいるものでございまして、2 億 2,740 万円を計上しております。つぎに歳出でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目電気通信事業一般管理費でございますが右の説明欄に記載しておりますように、001 電気通信事業一般管理費に 1,431 万 7,000 円を計上しております。002 施設維持費は、5,176 万 8,000 円としております。この中には、ONU などの修繕費、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、工事請負費として支障移転工事費 1,700 万円を見込んでおります。006 のサービス業務費は、CS の使用料、I P 回線使用料、インターネット回線使用料などで 6,745 万 1,000 円としております。また、017 おおなんケーブルテレビ業務委託費につきましては 6,771 万円としております。2 款の電気通信事業費につきましては、はじめに説明欄 001 放送設備整備事業費でございます。01 放送設備整備事業費は、自主放送制作設備の更新を行うものです。つぎに、002 通信設備整備事業費は、令和 4 年度及び令和 5 年度にも一部行った事業で、F T T H システムにおける加入者側端末の ONU とセンター側装置の O L T を新しいものに交換するものでございます。次に、003 番組制作機器整備事業費は、ケーブルテレビの編集機器の更新を行うものです。次に、3 款基金積立金につきましては、施設加入者負担金とインターネット利用料の一部などを積み立てるもので、1,902 万 4,000 円を見込んでおります。4 款公債費につきましては、元金が 1,121 万 2,000 円となっております。公債費利子が 510 万 8,000 円でございます。4 款の公債費合計は、1,632 万円としております。以上、令和 6 年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○沖野水道課長（沖野弘輝） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、沖野水道課長。

○沖野水道課長（沖野弘輝） 議案第61号令和6年度邑南町水道事業会計予算について説明します。第2条業務の予定量は、給水件数を4,161件、年間総給水量を91万6,240立米。1日平均給水量を2,510立米。主要な建設改良事業、水道施設整備事業として、3億5,065万6,000円を予定しております。第3条収益的収入及び支出。収入第1款水道事業収益を4億2万8,000円。第1項営業収益を2億1,363万1,000円。第2項営業外収益を1億8,639万7,000円予定しています。続いて支出第1款水道事業費用を3億9,494万1,000円。第1項営業費用を3億5,276万5,000円。第2項営業外費用を4,167万6,000円。第3項予備費を50万円予定しています。第4条資本的収入及び支出。収入第1款資本的収入を4億6,921万3,000円。第1項企業債を2億3,830万円。第2項国庫補助金を8,766万5,000円。第3項他会計補助金を1億2,357万5,000円。第4項工事負担金を1,673万円。第5項その他資本的収入を294万3,000円予定しています。続いて支出第1款資本的支出を6億4,426万9,000円。第1項建設改良費を3億6,829万9,000円。第2項企業債償還金を2億7,597万円予定しています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,505万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,086万1,000円。過年度分損益勘定留保資金1億5,197万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,222万3,000円で補填するものとしております。第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、限度額は2億3,830万円としております。第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めており、営業費用及び営業外費用の間の流用としております。第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5,686万1,000円を定めております。第9条では、水道事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,257万4,000円と定めております。第10条ではたな卸資産の購入限度額として、300万円を定めております。次ページから邑南町水道事業会計予算に関する説明書として、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、令和5年度予定損益計算書、令和5年度予定貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。つづいて、議案第62号令和6年度邑南町下水道事業会計予算について説明します。第2条業務の予定量は水洗化人口を8,289人。年間総処理水量を93万3,309立米。1

日平均処理水量を2, 557立米。主要な建設改良事業として^{かんきょ}管渠整備事業2, 240万8, 000円。ポンプ場整備事業1億4, 102万5, 000円。処理場整備事業958万2, 000円。浄化槽整備事業1, 755万円を予定しております。第3条収益的収入及び支出。収入第1款下水道事業収益を7億7, 413万4, 000円。第1項営業収益を1億8, 936万5, 000円。第2項営業外収益を5億8, 476万9, 000円予定しております。続いて支出第1款下水道事業費用を7億7, 413万4, 000円。第1項営業費用を7億765万6, 000円。第2項営業外費用を5, 682万8, 000円。第3項特別損失を923万3, 000円。第4項予備費を41万7, 000円予定しています。第4条資本的収入及び支出。収入第1款資本的収入を4億8, 357万6, 000円。第1項企業債を2億4, 210万円。第3項他会計補助金を1億6, 815万7, 000円。第5項国庫補助金5, 752万4, 000円。第7項負担金等を1, 579万5, 000円予定しています。続いて支出第1款資本的支出を6億9, 122万8, 000円。第1項建設改良費を1億9, 056万5, 000円。第3項企業債償還金を5億66万3, 000円予定しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億765万2, 000円は、引継金8, 917万8, 000円、当年度分損益勘定留保資金1億1, 847万4, 000円で補填するものとしています。第4条の2では特例的収入及び支出として地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1, 908万円及び1億1, 522万3, 000円としています。これは公営企業会計移行初年度のみに行う処理となります。第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、限度額は2億4, 400万円としております。第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めており、営業費用及び営業外費用の間の流用としております。第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費6, 310万3, 000円を定めております。第9条では、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を5億3, 431万6, 000円と定めております。次のページから邑南町下水道事業会計予算に関する説明書として、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定開始貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 散会宣告 )

●石橋議長（石橋純二）　　以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。皆様大変お疲れ様でございました。

—— 午後 4 時 4 分 散会 ——